

## 令和2年第4回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和2年9月17日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小嶋裕司
6番	北島好昭	12番	中嶋宗昭
7番	益田隆一	13番	中嶋和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

9月の半ばを過ぎまして、朝晩にはようやく秋らしい爽やかな風を感じるようになりました。とはいえ、日中には30度前後の高温になる日もございます。寒暖の差による体調の変化にはご十分留意をいただきたいと思います。

国政におきましては、昨日、菅新内閣が発足し、全ての閣僚が発表をされました。地方にとっても課題が多い中、新しい視点での政策の展開に期待をいたしたいと思います。

今後も国の政策を注視しつつ、本町としても新時代に向けて施策の展開が図られることを切に期待をいたしております。

さて、本日は6名の議員より一般質問の通告がなされております。

申すまでもなく、一般質問は、政策に取組み、政策に生きるべき議員にとって、最も華やかで意義のある発言の場であります。と同時に、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもあります。町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明、活発で内容のある次元の高い質問の展開を期待し、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第4回定例会3日目を開会いたします。

また、本日も安藤代表監査員に出席をお願いしております。

一般質問に入ります前に、議場内、暑い方は上着を取られても結構でございます。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員　マスク、いいですか。

議長　マスクのほうはもう外していただいても、フェイスガードがありますので、よろしいです。

益田隆一議員　議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、本町における子育て世代の人口増加に対して、本町の取組はどうなっているのかについてお尋ねします。

全国的に幼児教育・保育の無償化が始まり、1年がたとうとしております。保育料がほかの市町村よりも安く、子育て世代の方には魅力ある本町でしたが、全国的にフラットになってしまったため、他の部分での魅力ある施策が必要であると再三申し上げてまいりました。

明らかに本町の人口が減っており、7月1日現在の人口は1万4,149人であり、1万4,000人を割るのも時間の問題です。幾ら自然減とはいえ、この状況をただ待つだけというのは、町にとってもいいことではありません。子育て世代を増やし、出生率が増えないことには、上がることがないのは誰の目に見ても明らかです。

コロナウイルスで大変な状況になっていることは分かります。しかし、人口増加に向けて、町として新たな施策を組んでいかないことには、前には進まないと思います。今現在、町として取組んでいること、これから新たな策を考えるとなどがあれば、その内容を質問いたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

現在の日本は、親となる世代が減ることで、縮小再生産に陥っており、昨年は日本人の人口が50万人減ったというふうに言われております。この人口推計というのは非常なほど精度が高くて、今後、出生率が回復したとしても、少なくとも半世紀は人口が減り続けるということが避けられないというふうに言われております。今や、日本全体が消滅可能性国家になっているという指摘をする研究者もおられるほどでございます。

一方、本町では、近年10年間において人口が385人減り、その内訳では、自然減が302人、社会減が83人で、特に自然減が顕著になっており、さらに加速するものと思われま。

また、近年の本町の人口ピラミッドを見ると、20歳代の落ち込みが大きく、大学や就職を契機に町を離れる若者が多いことが社会減の要因となっております。

現在の人口動態でございますが、平成28年3月に策定した大木町人口ビジョンで示した将来人口の目標値、これは2020年では1万4,139人ということになっておりますけれども、これとほぼ近い値で推移をしております。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口、平成30年に推計されたものでございますが、これによると、2020年の推計では、本町は1万4,000人を割り込むということになっており、2040年にはさらに1万2,190人まで減少するというふうに推計をいたしております。

本町におきましては、保育料を減免するなどして、子育てしやすいまちとし

て一定の評価を得ておりました。しかし、議員ご指摘のとおり、昨年10月から全国一律に行われるようになった幼児教育・保育の無償化により、保育料における優位性はなくなったものの、多子世帯応援事業をはじめ、中学生までの医療費の無料化、学校給食費の助成、出産や転入に対する地域ポイントの付与、さらに、今年4月からスタートされた赤ちゃんギフト事業などを拡充しており、子育て世帯に対しては手厚い支援を行っております。

しかし、このような総合的な支援策をはじめ、子育てしやすいまちとしての情報発信がまだ十分ではなく、効果的な情報発信が必要だということを考えております。

また、度々、議員からご指摘をいただいております光通信環境の整備が周辺に比べて遅れていることは、子育て世代の移住を妨げる大きな要因となっており、できるだけ早く環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

さて、少子化対策にいち早く取組み、奇跡の村として各種メディアで紹介されている長野県下條村は、平成9年度から低家賃の村営若者定住促進住宅を整備するとともに、平成24年度からは戸建ての建設費の10%を補助する事業もスタートさせました。さらに、高校生以下の医療費を無料とするなどとして、3,800人台まで減少した人口は、平成20年には4,200人を超えるまで回復したということをごさいました。

しかし、平成27年の国勢調査結果では再び4,000人を大きく割り込み、今年の6月1日の推計人口は3,594人となっております。その原因については、全国的な人口減少の流れに加えて、各種施策が子育て支援に偏っていて、流入してきた世帯の子供が中学校を卒業するなどを機に、村外に転出をしていく住民が多かったということが言われております。

さらに、子育て支援策も、低家賃住宅の提供や医療費、保育料の減免など、

経済負担軽減策が中心であったため、近隣自治体が類似事業を始めると途端に埋没してしまったことなどが挙げられています。

では、議員ご指摘の子育て世帯を増やし出生率を上げるためにはどうすればいいのか。

長年、日本各地の市町村を実地調査し、地域特性を生かした活性化を提言してきた日本総合研究所主席研究員、藻谷浩介氏は、今後、加速していく人口減少に対して、交通の利便性の向上や住宅開発などだけではなくて、地産地消の取組が必要だと主張しています。

地産地消とは、地元で消費するものには1%でも多く地元産を使おうという取組で、消費する額の1%を地元産品に変えれば、人口1万人当たり、新たに1.8億円が地元に戻り、72人分の雇用が生まれて、さらに、電気やガス、ガソリンなどのエネルギー代の10%を地元で調達することができれば、人口1万人当たり160人分の雇用が生まれると言います。

このように地域経済循環率を高め、地元で雇用を少しでも創造することができれば、一度出ていった若者を呼び戻したり、子育て中の若い世代を呼び込んだりする効果が期待できます。

次に、出生率を上げるためには、保育料を無料にしたり手当を支給したりするだけではなく、子育て世帯が困ったときの手だて、具体的には、学童保育や病児保育、小児科医療、ファミリーサポート事業などの充実が重要だと思います。

また、多子世帯の子育てを家族や地域が応援していくことも重要で、周りが子育てを支えてくれる地域は多子世帯が多く、子育てを親だけに押しつけている地域は子供が増えないと言われています。

ちなみに、本町の中学生以下の子供を持つ子育て世代が1,171世帯、う

ち3人以上の多子世帯は336世帯となっており、全国平均を大きく上回っています。

いずれにしても、持続可能なまちを目指す上では、子育て世代を応援し、子供の数を増やしていくことが重要で、そのための対策を着実に積み上げていくことが必要であると考えています。

しかし、そもそも、まちづくりを進める上で人口を増やすこと自体が目的ではなく、地域の活力を維持していくための手段の一つであります。生き残るまちは、住む理由を住んでいる人が堂々と言えるまちと藻谷氏は指摘しております。

これからのまちづくりを進める上で目指さなければならないのは、町や地域に思いを持ち、行動できる人材を増やすことではないでしょうか。併せて、人と人とのつながりを豊かにする、あるいは太くすることで地域力を高め、今後の急速な人口減少と高齢化の中でも、いつまでも住み続けられる、活力のあるまちづくりを目指していきたいと思っています。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本町における人口増加に向けての取組みについての再質問、ございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　町の取組みとしては把握させていただきました。

ちょっと、若干いろんな意味で暑くなりましたので、脱がさせていただきます。

こういったコロナウイルスの大変な状況の中、今後、世界規模で景気が悪化し、本町にもその影響が及ぶことが懸念されます。

地方は国の補助金だけに頼らず、消滅自治体と町長がおっしゃるとおり、生

き残りを賭け、人口減少にも負けないための新たな施策が必要とされております。

人口減少の波は、皆さん、ニュース、新聞等で見られているかと思いますが、西鉄電車にも影響を及ぼし、八丁牟田駅、大溝駅も、とうとう無人化するという事です。時代の流れで遠隔操作に変わるということですが、結局のところ、利用率が低下し、人口が減っていくことが主な要因だと思います。

くしくも、西鉄無人駅でネットを検索すると、画像のトップが、無人になる八丁牟田駅とのタイトルで一番最初に出てきます。大木町のマイナスのイメージが増えてしまいました。

町長がおっしゃる、町や地域に思いを持ち行動できる人材像を増やすための取組みはもともとありますが、無人駅のように社会的インフラの衰退、減少は止まることなく進んでいく一方です。人材を増やすための努力、思いもむなしく、人口減少により町の魅力は次々に失っていく可能性が高いと考えます。

町として、人口増加に向けての取組みは分かりましたが、その取組みやまちの魅力が本当に町民及び町外の人に向けてアピールし、伝わらないことには意味がなく、やっているだけという自己満足に終わるのはとてももったいないと思います。

施策の大きなものとしては、町として、移住・定住を推進しているのかといえば、先ほどから申し上げているとおり、感じ取ることができません。参考に、大木町のホームページは新しくリニューアルされました。確かに外観は新しくなりました。しかし、中身が伴っていないことには、結局お金をかけた意味がありません。

そして、ホームページを見ていつも違和感を感じている箇所がございます。一番上の真ん中に提示してあります「観光・移住・定住」の、なんですね。こ



れだけ目立つ位置にあるわけですから、町としても移住・定住を促進するために、しっかりとした支援を行っているものと思われます。いざ、クリックして開いてみると、どうもそのような意気込みを感じる部分が見当たりません。

大木町に住んでみようかと思う人がこのホームページを見て、果たして移住・定住を検討するのだろうかという疑問です。残念ながら、移住してこられる方に対する支援策もありませんし、定住してくれる方に対してもそうです。

移住・定住を進めるための空き家バンクにしても、2年前の統計では172件の空き家があるにもかかわらず、今は確実に増えています。掲載されている件数は僅か13件、増えていないように見受けられます。年々空き家が増える一方で、空き家の問題が解決し進展しているのか心配です。

本当に町として推進しているのか。私はちょうど1年前の一般質問にて、転入してくる方に対して補助する支援策を検討してはと投げかけました。他の市町村では、新婚世帯や子育て世帯に対して家賃の補助を行っており、大木町は、移住しようとする人たちからの選択肢から外れていると現状を伝えました。あれから、実際に某大手不動産業者の大木町支店も事実上、撤退しております。

なぜ撤退するのか。本町では商売にならないとなれば、そこで営業する意味がないのであり、不動産が動いていない大きな証拠の一つではないでしょうか。本町として、今まで入居を積極的にあっせんしてくれていた業者がいなくなるというのは、空き部屋が増えることにつながります。

町長は、1年前の答弁では、単に人口を増やすのではなく、地域の一員として地域づくりに参画し、一緒に町を盛り上げていただくような方に住んでもらえるような対策を念頭に置いておく必要があると、そして、大木町の人口動態のいいところは、年齢バランスが取れており、子供や子育て世代が多いし、高齢化率も周辺の自治体に比べれば低く、平均レベルで推移しているとおっしゃ

っております。

今回の答弁もほぼ同じような内容でございました。まさに町長がおっしゃることが正論であります。確かに、そのような地域の一員として盛り上げていただける方がこぞってこの大木町に住んでいただけるのが一番です。

しかし、こういう考え方もできないでしょうか。私が住んでいて肌身で感じていることを、いや、私の視点はこうです、以前から地元に住んでおられる方が地元を応援し、貢献したいと思う状態になるのは、簡単ではないと思います。どちらかという、私を含め、昔からいる同級生や同年代の人間は町外に出ていっている。もしくは、サラリーマンとしての勤めであれば、休みの日ぐらいはゆっくりしたいと思うのが本音であり、仕事が忙しくて地元のことを考える余裕もなく、地域に協力したいという感覚が薄いような気がします。

人口動態も、年齢バランスが取れているのは、他の市町村よりもデータとしていいのは、確かに分かります。しかし、それは今現在の数字であって、十四、五年前の小中高の子供たちがこの本町で生まれ、明らかに大溝校区の子育て世代が多い要因は、大溝校区付近の開発行為による転入及び定住だと考えます。大木町全体として、今現在は数字として多いように見えますが、これが5年も10年も続くのか。

本町の出生率も1.74と、全国的に見ても高いのは分かりますが、2.0を割っているのであれば、実際に生産年齢人口は確実に減少していきます。子育てしやすいまちのイメージを継続していくためには、現状維持は退路であり、新しい施策等が必要となります。

これは私だけではないと思いますが、皆さんも不思議に思うことがないでしょうか。保育園、小学校、中学校、入学式や卒業式で学生さんの名簿を見る機会が多いと思います。毎年のことですが、渡される名簿を見て大変驚かされま

す。私たちの時代に比べ、年々、あまり聞き慣れない名字の方が多くなっており、半数近くの子供たちがそうです。昔から地元で聞き慣れた名字の方が明らかに減っており、このことは推測すると、大変ありがたいことに、町外から転入してこられる方が多いのが実情だからじゃないかと思います。

人口が減っている市町村は、子育て世代の転入が少ないために小中学校が合併や閉校したりしている可能性が高いと。本町のように、明らかに子育て世代の転入が多いのが要因で人口減少が緩やかなのではないかと思います。この世代の方は、いきなりこの本町に定住してこられるというよりは、仮住まいで賃貸として住まれて、いずれは定住という流れが多いと思います。

町長がおっしゃる、町や地域に思いを持ち行動できる人材像を増やすため、地元で雇用を増やすために、具体的に何をやるのか。それとも、転入を促し、人口を増やすのか。卵が先か鶏が先なのか、どちらが正解か分かりません。

私の見解は、いま一度、新婚世帯、子育て世代の方への転入する際の家賃補助の制度を改めて検討すべきだと思いますが、町長の意見等を伺いたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 7番、益田議員のご質問にお答えいたします。

まさに、現状維持ではだんだん遅れていく、後退をしていくという、そういうご指摘でありまして、現状をしっかりと踏まえて、できる対策はしっかりとやっていくということは、まさしく議員おっしゃるとおりであります。

やっていることが自己満足ではないかというご指摘もございました。実際、大木町の魅力は確かにあるんだろうと、住んでいる人たちが、大木町に住んで

よかったと思っておられる方もたくさんいらっしゃるだろうと、そういう大木町の情報を、では外にどれだけ発信できているのか。そういうことは一つ大きな課題だということで、多分前回は申し上げてきたところであり、例えばホームページの移住・定住のところ、本当に大木町が移住・定住を本気で取り組んでいるのかということが伝わらないという議員のご指摘というのは、まさに、そのご指摘は真摯に受け止めて、本当に大木町のよさ、取り組み、そういうものを積極的に外に発信していかなければならない。これは本当に私もこれからしっかり取り組んでいかないといけないというふうに感じました。

大木町、これまで子育て世代の方にたくさん移住をしていただいて、それなりに人口が維持できて、子育て世代も多くて、子供も多かったというような推移でございましたけれども、ずっとそういう状況が続くというようなことは非常に厳しいだろうというふうに思っていますし、そのための対策をしっかりと取っていくということは必要だというふうに思っています。

そのための対策としては、先ほど答弁の中でお答えさせていただきましたように、保育料が安いというだけではもう通用しなくなったということは明らかでありますし、やっぱり子育て全般、総合的に本当に子育てしやすいまちというような取り組みに関しては、恐らく、ほかの市町村に先駆けていろんな取り組みをやっているだろうというふうに思っています。

ただ、それが本当にまだ十分伝えられていないというところがございまして、そういうことはしっかり伝えていかなければならないというふうに思っておりますし、あと、議員、いろいろこれまでもご指摘いただきましたように、インターネット環境が一つ、やっぱり光がないと、来ようと思っても、もともとその時点で選択肢から外れるというようなご指摘もいただいていたし、それについては再三ご説明申し上げましたように、今、早急にそういう条件を

整えようということで取組んでいるところであります。

それと、農業のまち大木町として、特に特質というか、新規就農の移住というか、その分については随分成果を上げているのではないかというふうに考えております。

この新規就農の移住促進に関しましては、ふるさと納税を活用して、新たに就農予定者移住・定住促進事業ということで、100万円を限度に助成をするという制度をスタートさせておりますし、さらに、大木町で農業をされている新規就農の方で町外に住まわれている方もまだいらっしゃるというような状況もございますので、その方に対する移住費用の助成なども始めたところでありますし、そういうことに対する応募も早速いただいているというような状況であります。

定住移住対策、もう少し積極的にということで、議員のご指摘だろうと思えます。特に集合住宅等に対する助成をしたらどうかというようなご提案でございますので、議員のご提案はしっかりと検討させていただきたいというふうには思っております。

恐らく周辺の自治体はほとんど、例えば新婚世帯に賃貸住宅の費用の一部を助成するという制度を設けている自治体が非常に多くございます。この周辺では大川、柳川、みやま、筑後と、そういうような制度を設けておるということでございますし、本町におきましてどのような、そういう制度を設けるべきか、設けるとすればどのような制度にすべきか等についてはしっかり検討させていただきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど議員も、卵が先か鶏が先か、要するに移住が先か、それともしっかり地域に根づいてくれる人を移住するのかという、そういうような考え方のご指摘だったろうというふうに思います。

基本的な考え方としては、まちづくりにとって人口問題というのは非常に大きな一つの要因であり、必要条件ではあるけれども、人を増やせばまちづくりの課題が全て解決するかというと、そうではない。やっぱり一番大事なことは、その町に住んでいる町民一人一人が、その地域、町で幸せに、いつまでも暮らし続けることができるような環境づくりをする。住んでいる人が地域に住んでいることに対して満足感を覚えて、それをしっかり対外的に発信をすることで、大木町に住んでいただく方を増やしていくというのが、基本的な考え方なんだろうというふうには思っています。

ただ、そういうようなことではありますけれども、具体的な移住対策として、ではどういうことをやっていく必要があるのかということもしっかり考えていかなければいけませんし、それはやっぱりそういうような町の強みをしっかり、対外的にホームページ等で発信をしていくことでもありますし、やっぱりそういう線に沿った、大木町のまちづくりの独自性をはっきりと表現をしたインセンティブをつくるのかつくらないのか、つくるのであればどういう制度をつくるのか、そういうところを検討していくということも確かに必要なだろうというふうには考えております。

前回もそういうご提案をいただいておりますし、大木町がそういういつまでも住み続けられるまちづくりをするための環境づくり、大木町の独自性、その強みをさらに生かしていくための線に沿って、どういうインセンティブを考えていったらいいのか、そこら辺については本当にしっかり検討させていただきたいと思っておりますし、議会の皆さんとかとしっかり議論をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でご質問に対する答弁を終わります。

議長　本町における人口増加に向けての取組みについて、最後の質問ございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　町長のおっしゃりたいことは大変よく分かります。本当に鶏が先なのか卵が先なのかという疑問になると、もうどっちつかずという話になると思うんですけれども、先日、職員の方から、大変貴重なお言葉といたしますか、興味ある言葉といたしますか、大木町独自の言葉になるんですかね、子育てしやすいまちというのはやはりどこでもありきたりの話だと思うんですけれども、その職員さんがおっしゃられたのは、子供を産み育てたいまちにしたいと、大変重みある、興味ある、これは面白いという感動する言葉をいただきました。

職員の名前までは申し上げられませんが、子供をやはり産み育てやすいと、産み育てやすいだったと思いますけどね。子育てしやすいというのは、どこでもありきたりなんですけれども、そういう産み育てやすいまちにしたいと熱い思いを語られておられました。

それを含めて、あくまで我々議会は執行する立場ではなくて、町長の英断に委ねたいと思いますが、それに対し、賛成、異論、そして提案もさせていただきたいと思います。

私は最初から何度も申し上げているとおり、移住・定住のための促進を図ったほうがいい、これは私の持論なんですけれども、それをちょっと今回、事業計画として若干挙げてみました。

私は2年前の6月議会にて、利用されていない町有地を区画整理し、開発して、定住促進を図るために有効利用し、役場西別館の再生計画、これをPFI事業で検討してはどうかと提案させていただきました。

当時、石川町長の答弁では、西別館については建物が非常に古く、建て直す

には、町の予算では大変厳しい面があり、町として1階にファーストフードや飲食店、2階に施設等を絡め、有効利用するということで、業者に当たっているが、大木町という商圈等を考えると、いい返事をいただいている現状であると答弁いただきました。

そして、利用していない町有地に関しても、定住促進を図るために開発も一つの方法であり、西別館の再生も検討したいと前向きな答弁をいただいております。

それを踏まえ、今回、あれから2年を経過し、世の中の情勢も変わったことを踏まえ、今まで述べてきた制度等を含め、私が独断と偏見かつ勝手に事業を計画させていただいたことを提案したいと思います。

事業名は、移住・定住促進のための町有財産利活用計画です。

まずは、旧庁舎、老人憩の家跡地、2, 162.78平米の活用方向としては、前回の提案どおり、同じく開発行為になりますが、添付資料1、この区画割のとおり、7区画にきれいに割れます。一番問題点のあったこの976、以前からお住まいになっておられる奥の敷地の方の住民の方にも道路を確保しつつ、一戸当たり平均的な広さで提供できます。

添付資料2、開発販売計画として、この2をご覧ください、1から7号地までの販売した場合の単価及び広さを掲示しております。これはあくまでも、このような相場で計算しておりますので、この町有地分譲により、全て完売した場合の収益が4, 486万5, 000円見込まれます。経費となる開発造成費用が2, 000万円とあえて高く見積もっておりますが、約2, 500万、手に残ることになります。

この2, 500万円で、その隣にあります西別館と、その南側敷地にある福岡銀行を合わせた両敷地、約1, 000坪、これの開発、造成及び建物解体費



用に充てます。

もともと西別館と福岡銀行は建物が古く、半世紀近く経過しており、両方とも建て替え及びリフォームが必要となる時期でございます。そこで、いつそのこと、同時に更地にするように計画し、更地になった約1,000坪の敷地に添付資料4、この写真、この想像図、広々とした駐車場と2億円程度の複合ビルを建てます。

この上の画像は、建物が立派過ぎて、2億円じゃ建ちません、はっきり言って。これは実際に皆さんにイメージしていただきたいがために描いたものであり、下の絵で描いている部分、恐らくこういう2億円程度であれば、鉄骨造であればこういう形になると思います。この複合ビルの建築費用は添付資料に掲示しており、鉄骨造で250坪、2億円程度を想定しております。

そして、この肝腎なことは、この2億円、これをどうやって捻出するのか。捻出する方法は、複合ビルの収益という形で払っていくこととなります。添付資料2の3番目にあります複合ビルテナント収益計画として、1階テナントに解体した福岡銀行に入ってもらい、坪単価4,500円と相場よりも若干安く提供し、月約45万をいただきます。

②から⑤までは役場庁舎内西別館で入っている組織の実際の年間の賃料をそのまま計上しております。今現在入っていますシルバー人材センター、年額44万3,974円、土地改良区、年額12万554円、浄化槽維持管理協会、年額20万1,125円、職員労働組合、年額12万円。これはそっくりそのままの金額、賃料。さらには、町有地の開発分譲によって、7世帯の方が大木町に定住することによって、この⑥固定資産税約72万円と⑦番の住民税約100万円程度が新たに入ることを予定している収益としています。

4番目、建築費用2億円を30年間で借入れしたと想定した場合、返済金及

び収益の金額を書いています。この金利1%というのはものすごく安いんですけども、あえて福銀さんに入ってもらおうということで、その辺のところは理解していただくと仮定しています。

これ、今まで話したことは事業計画の一連の流れで、分かりやすく言いますと、今まで使用していないこの町有地を生かして、2,500万円の収益を生む。その費用で、西別館と福岡銀行を解体造成し、新しく建築した建物にテナントとして貸すことによって、この2億円かかる費用を借主が払うということで、町としてはほぼゼロ、私の計画では浮きますけれども、減らす必要がないということです。

参考として添付資料3、30年間計画の収益計算をご覧いただければ分かると思うんですけども、これ修繕維持費も管理費も3%、5%、別で出しているんですよ。これでも収益が残ると計算しています。これはあくまでも誰にでも分かるように簡単に作成していますので、本来であればもっと詳しくかかる費用を明確に見積もって書くべきですが、限られたこの一般質問の60分の時間の中で分かりやすく、かつ皆さんに想像していただくことに作成してあることをご了承いただきたいと。本来であれば、これ、大々的に出したいところなんですけれども、これが独り歩きして、変なふうにとられるとまずいので、執行部と議員の皆さんだけにしか渡していません。

これは、町有地利用、西別館の建物の建て替えを別々に考えるわけではなくて、全て一連の事業として計画しているものであると。これにより、メリット、デメリットも意見が出ることと思います。例えば、県道の拡幅工事による代替地の確保が大変になると、民間への肩入れではないかと。そして、この計画は30年計画どおりにいくのと、いろんな批判の声が聞こえてきそうですが、メリットとしての部分がかかなり多いと思います。町有地に関しては、毎年、草刈

りも大変であり、管理費用だけが発生して、資産ではなく負債です。その長年負債だったものが税金を生み、移住・定住も推進することになります。

西別館、福岡銀行の敷地も大変使い勝手が悪い。お世辞でもいいとは言えません。福岡銀行の駐車場も一方通行であり、月末などは進入路が混雑し、事故も決して少なくありません。これからのこの時代、金融機関も縮小傾向であり、大木町からこの銀行が撤退してもらうことは大変困ると、こういうことを考えると、とどまってもらい口実にもなり得るかと思えます。

何よりもこのご時世、新たな箱物に税金を使い、ただ単に西別館の建て替え工事等の費用を町が単費として予算を上げることは、町としても積極的にできない部分もあり、我々議会としても恐らく反対の声が上がるのではないかと、目に見えています。

しかし、ただこの建て替えするというために税金を使うという単純なことではなくて、目的が、定住促進を図り、町として無駄な税金を使用せずに、民間と協力し、知恵を出し合って事を成し遂げていくことが重要であると考えます。

地方自治体として生き残りを図るためには、行政だけの知識と知恵だけでは難しい時代も来ているのではないかと。これはあくまでも町民が喜んでもらえるための事業であり、官民お互いに協力をして得をする。なおかつ世間体にもいい、三方よしという事業計画を考えてみました。

行政主導の計画ではなく、町民のための計画を検討することも視野に入れて、町長のご意見をいただければと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問、本当に素晴らしいご提案をいただきましてあり

がとうございます。

実際、元役場庁舎跡の活用、それとあと西別館をどうするかというのは、ご指摘のとおり町の課題でありまして、これまでもその活用、もしくは改築等について具体的に検討をしてきたところであります。

元役場跡地に関しては、町が分譲地をつくって販売するに当たっては、やっぱり町の政策に沿うような、例えば子育て世代に優先的に入ってもらうとか、そういうところまで具体的に検討した経過はあったんですけども、あと、開発に関しては民間事業者との取り合いとか、そういうのもございまして、少し見送っているというような状況もございました。

それと、西別館に関しましても、P F I 事業を使って、おっしゃるように役場が新たに新しい施設をつくるというのは、このご時世、無理でありますので、P F I 等をつくって、民間資本を入れて、そこに公共施設なり関連団体が入る、もしくは商業施設等と同居をするというような構想について、模索をしてきたという経緯はございます。

議員のご提案は、これをまさにくっつけて、全体として町の持ち出しをなくして相乗効果を狙おうというご提案であるというふうに思いまして、非常にユニークな、非常に参考になるご提案をいただいたというふうには思っています。

ただ、議員のご提案に関しても、やっぱり実際これを具体的に検討していくとなるとなかなかいろいろ課題も多いと。西別館の件に関しては、実は福銀さんあたりにそういうようなことを打診したこともございますけれども、やっぱり銀行さんも今非常に厳しい状況の中で、そういうような銀行を改築というか移転をするという、同じ場所でありますけれども、そういうことに対してはなかなか慎重になっておられるような状況もございますし、いろいろ、また課題もあるんだろうと。

ただ、何とか前進せんといかんので、議員さんのこの非常に夢のある案も参考にさせていただいて、何とか動かしたいという思いを持たせていただいたところでもあります。本当に今の町のそういう資産をうまく生かして、夢のあるまちづくりの絵が描ければ、それはそれで本当に素晴らしいことなので、ひとつこれは本当に参考にさせていただきたいと思いますし、役場跡地、西別館、さらに若宮広場の用地も、今の古賀の運動公園の南側の広場ですね、あそこも実は町の用地として活用されていない用地としてございますし、そういうところもやっぱりしっかり活用をして、資産として運用して活用していけるような、そういうようなことは本当に考えていかなければならないというふうに思っています。

一つの案としてご提案いただいたことに関しては、今後具体的な検討の参考にはさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長 若干時間があるようでございますので、何か一言あれば。益田隆一議員。

益田隆一議員 あそこに、先ほどの分譲計画に関しても付加価値としましては、今回の予算にも上がっています蓄電池でしたか、ああいうあその開発用地の7区画かだけは、例えば日産と提供して、全てあそこがもうミニスマートシティみたいな、お手本になる、7区画全てがああいう家なんですよと。条件として、例えば、もうほかから転入してきていただく方に限定するとか、そういう、あそこを基本にする何かの発信する場としてあるのは、大変よろしいかなとは思ったりするんですね。

それと、例えばこの福岡銀行に関しましても、駐車場の便も横の郵便局さん

ともどうしても別々なっているところがあるので、結構入りづらいという言葉をよく聞くんですよね。もういっそのこと全て駐車場を更地にしてしまうのがよろしいのではないのかと。あえてこう提案している私は、実はものすごくリスクを負っている話でありまして、これがもし現実化してしまうと、私にいろんな声もかかるかもしれません。と、もう一つは、これを成し遂げた場合には、福銀がなくなるので、総務課から私の家が直接見えるんですね。こういう常に監視されているとリスクを負いながらの私の提案として考えていただいて、これは八町牟田に限らず、大木町として町民が大変喜んでいただける事業じゃないのかなというふうに思っていますので、ぜひ、これは私は何を言いたいかというと、これからは国から補助金、助成金をもらって運営していく時代ではなくて、国から全てを頼らず、行政自ら考えて、どうやったら生き残っていけるかということが大事だと考えます。

私が執行部の皆さんに言うのも釈迦に説法かもしれませんが、前向きに進んでいただけることを祈願しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

休憩	10時21分
再開	10時35分

議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員　2番、野口裕子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

子供の安全を守るための取組みについて。

福岡県警察が昨年4月に発表した統計（平成26年から平成30年分）によりますと、平成30年1年間の小学生の歩行中交通事故死傷者数は350人もあり、特徴に歩行中死者数は低学年の割合が高く、死傷者の数は小学1年生が最も多い。時間帯別では、登校時間帯の7時台、下校時間対応を含む15時台から17時台が特に多いなどが挙がっています。本町においては、見守り隊の方が下校時の子供たちの安全な通学環境のために活動しており、大変感謝申し上げます。

しかし、道路状況は、横断歩道や外側線などの区画線が剥げてはっきりしない道路や車道脇に雑草が茂り、道路面ががたがたで安全に通行できないような道、横断歩道の待機場所が狭いなどがあります。

そこで、通学路の安全点検、危険箇所の把握・対策、そのための優先順位などについて、教育現場はどのように考えているかお伺いいたします。

以上です。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

野口議員のご質問に対しましては、本町における児童・生徒の交通事故の実

態、次に大木町通学路安全推進協議会の取組み、そして地域・保護者と連携した交通安全指導の推進の3点から答弁させていただきます。

大木町は、国道442号や県道久留米柳川線、水田大川線、大和城島線などが縦横に走り、交通量が多く、通学路となっている主要道も歩道が設置されていない箇所が多いことなどから、交通事故の危険性は依然高いものがあります。

筑後警察署の報告では、本町において平成27年から本年度までの過去5年間で小学生が13件、中学生が2件の人身事故が発生しています。事故の内訳は、歩行中の事故が4件、自転車での事故が11件です。歩行中の事故の学年の内訳は、小学1年生1件、3年生2件、4年生1件と全て小学生となっております。自転車の事故につきましては、小学生9件、中学生2件となっております、小学生の事故が多いのが顕著です。

事故発生の時間帯は、15時から18時までの時間帯で全体の80%、12件の事故が発生しており、下校時や放課後の発生率が高いという傾向が出ています。

また、平成21年8月、国道442号バイパス蛭池交差点で、自転車で横断中の本町小学3年生児童が大型トラックに挟まれ死亡する大変痛ましい事故が発生しています。

このような状況を鑑みますと、学校における交通安全に関する指導の充実と併せて安全な通学路の整備を進めることは、教育委員会として大変重要な責務であると考えております。

次に、大木町通学路安全推進協議会の取組みについてご説明いたします。

本町では、平成27年2月、児童・生徒の安全かつ安心な通学を確保するために、教育長を委員長とする大木町通学路安全推進協議会、以下、協議会を設置しています。協議会は筑後警察署、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所、



大木町役場建設水道課、大木町教育委員会の各機関の代表者で組織され、通学路の安全確保のため、危険箇所の点検・解消に向けた協議、大木町通学路安全プログラムの策定及び見直し、関係機関・関係団体との連絡調整・情報交換等を行うことを業務としています。

今年度の協議会は、去る8月26日に開催し、26か所の危険箇所の対策の推進状況を確認するとともに、担当機関に対して対策の具体化に向けて協議と要望を行ったところです。

平成27年に策定しました大木町通学路交通安全プログラムには、路側帯や歩道整備などのハード面の対策とともに、交通安全教育などのソフト面の対策を講じるなど、危険内容に応じた具体的な対策を検討し、策定することになっています。

また、児童・生徒が安全になったと感じているかを確認するためのアンケートを実施するなど、対策実施後の効果を把握することを検討し、対策の改善・充実を把握するとしています。

交通事故防止に対するハード面の対策は、交通状況や予算、土地の状況などの条件が整わなければ改善することが難しい箇所が多いのが現状ですが、危険度の高い箇所の改善を強く要望するとともに、区画線などの路面標示の更新など、実現性の高い箇所から対策を講じてまいりたいと考えています。

これらの大木町通学路安全推進協議会における通学路の危険箇所改善に関する進捗状況及び大木町通学路交通安全プログラムにつきましては、町民の皆様や道路利用者のご理解とご協力をいただくために大木町役場ホームページに掲載・公開しております。

最後に、学校と地域・保護者が連携した交通安全指導の重要性について申し上げます。

交通事故を防止するためには、安全な通学路のための環境改善を図る取組みと併せて、児童・生徒自らが交通ルールを遵守するとともに、周囲の状況に注意して安全な歩行や自転車の利用を身につけさせることが重要です。

先週、長野県は、信号機のない横断歩道で歩行者がいる場合、車が一時停止する割合が全国1位という報道がありました。長野県では、歩行者は道路を横断するとき、手を挙げてドライバーに渡る意思を表し、渡り終わったら感謝の会釈をするという実践が進められているとの内容でした。手を挙げるという道路を横断する意思の表現、左右の安全確認、そして停車してくれたドライバーへの謝意の表現、子供たちのこのような動作が道路への飛び出し事故を防止するとともに、大人の交通安全意識の啓発につながるものと期待しており、この取組みを推奨したいと考えています。

このようなマナー指導は、学校のみならず、保護者や見守り隊、交通指導員、地域の理解が得られてこそ成果が見られるものです。学校における交通教室と併せて日常の登下校指導、節目となる交通安全運動期間等の指導など、あらゆる指導の機会を捉えて、保護者・地域と連携した大木町マナー運動を推進する必要があると考えます。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、子供の安全を守るための取組みについての再質問はございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　今度は道路管理の面から再質問いたします。

下校時や放課後の発生率が高いという教育長の答弁と同じように、県の統計の特徴にも通行目的別の死傷者の数は、登下校中は3割ですが、そのほか7

割を占めております。お分かりいただけるように、通学路だけでは子供の安全は守れません。おっしゃるように児童・生徒が自ら交通ルールを守り、周囲に注意し、自分の安全は自分で守る力を育てていくことはとても大事です。

学校では、ルールを教えるために廊下・階段の中央に線が引かれ、右側を歩く、トイレのスリッパは線からはみ出さないように並べる、一つ一つ分かりやすく指示してあります。信号待ちのところに足跡マークを書いて分かりやすくここで待つように工夫してある校区もあります。特に1年生は、初めて自分たちで行動するのですから、分かりやすいようにルールを守るための線ははっきりと示さなければなりません。

子供たち自身が交通ルールを守るための町の道路整備状況は、子供たちの行動をしっかりと守れるように整備されているのか疑問に感じます。子供たちの行動範囲を広げて、住民からの道路の補正の要望、町の実施状況、優先順位、今後の計画をお伺いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　2番、野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

初めに、横断歩道や外側線などの区画線の剥がれについてですが、通学路安全推進会議では、県道の改良などを含めた新たな要望件数は、令和元年度17か所で、このうちの区画線についての直接的な要望はございませんでした。

また、町が管理する道路において、地元区長からのカーブミラーなども含めた安全施設の要望件数は、令和元年度26か所で、このうち区画線については5か所でございます。そのほか、道路管理者として町でも現地の状況を確認しております。予算の範囲内で更新を行っており、令和元年度の実績は9か所、

約2.4キロメートルの区画線の新設や更新を行っています。

したがって、区画線を含む交通安全施設の要望につきましては、おおむね対応できているのではないかと認識しています。

なお、標示の種類によっては公安委員会が管理しているものがあり、代表的なものは、黄色の中央線、横断歩道、停止線などです。こちらにつきましても現地の状況を確認し、所轄であります筑後警察署に対し、地域の声を強く要望してまいります。

次に、道路脇に雑草が茂り、道路面ががたがたで安全に通行できないような道、横断歩道の待機場所が狭いということについてですが、道路等の草刈りにつきましては、従来から地域住民の方々の積極的な活動により、環境美化、利用者の安全確保が図られております。年々高齢化が進み、人手不足など深刻な問題を抱える中での活動は、非常にご苦勞をいただいていると感謝を致すところであります。

交差点で交通事故が発生するおそれがあるなど、緊急を要する場合は直営工事で行っていますが、それ以外は地元区長と調整をさせていただき、地域住民による草刈りをお願いしているところです。

なお、町内の国県道につきましては、所轄の福岡県南筑後県土整備事務所に対し要望を行っております。

次に、舗装の補修についてですが、比較的小規模のものは直営工事で行っていますが、大規模補修や簡易補修では対応できない場合は、請負工事で行うこととなります。町が管理する舗装道は総延長約189キロメートルと膨大な量に及び、高度経済成長期に集中的に道路整備が行われてきたことなどから、一斉に老朽化が進行しています。一時に多大な費用を要することがないように、計画的に維持管理を行い、併せて区画線を更新することとしています。

最後に、横断歩道の待機場所の改良につきましては、十分なスペースを確保するとなると、事業用地となる箇所の買収及び登記手続を行う必要がありますので、土地所有者には事業に対するご理解とご協力をいただき、貴重な財産である土地を譲っていただくほか、支障となる建物や工作物など、物件の移転をお願いしなければならない場合もあり、これに伴って生ずる損失に対しての補償をする必要があります。通学路の安全対策は、道路や周囲の状況から簡単に改善が見込めない箇所が多数あるのも事実でございます。

教育長も申し上げましたが、関係者が通学路の状況について共通した認識を持ち、日頃から児童・生徒の安全確保について意識することが必要であると考えており、道路管理者である町はもちろんのこと、学校、庁内の関係各課や関係機関と連携して、今後も交通安全の確保に向けて取組みを進めてまいります。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、3回目の質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　本日提出しております参考資料をご覧ください。

こちらの写真の分になるんですけれども、私たち大人は横断歩道と分かっています。ですからこれが横断歩道に見えると思いますが、子供たちにはこのようにはっきりと線引きされていないものが横断歩道と確認できるのか、ちょっと不安になります。また、歩道に茂った雑草の写真ですけれども、たまたま見かけたんですけれども、車歩道の雑草に通行を妨げられて自転車の人が避けて車道を通行している姿を見かけたこともあります。意味をなしていないようです。

この区画線についてですけれども、大木町は街灯が少ないので、歩行者・自

転車のみならず、自動車の運転にしても区画線の白線の役割は大変大きいものです。

先ほどの答弁にありました令和元年度の区長さんからの要望数、26か所で、区画線は5か所だったと。お話を伺ったところ、今年度より要望書も新たな様式にされ、交通安全施設の欄に区画線、その他の項目を増やしていただいております。しかし、せっかく本年度見直された書式・様式ですが、知り合いの区長さんに区画線のことについて尋ねてみました。何のことねと、区画線の要望についてご存じありませんでした。残念なことに説明が届いていなかったようです。

町は、地域の要望に応え、問題はなしとされてあったようですけれども、住民側は今まで相談する窓口すら分からなかったのではないかと思います。その役割自体知らなかったということもあるようです。この件に限らず、住民側に立った丁寧な説明をしていただくように要望いたします。

また、教育のほうですけれども、子供たちの安全のために、通学路であればPTAを通して教育委員会へ要望、地域・育成会からは区長を通じての要望となっている状況です。子供たちの安全を学校も地域も一つになって守ることが町が求めている地域学校協働推進活動で、さきに申しました見守り隊活動もその中の一つと考えます。誰もが子供目線、親の気持ちで町内を行動すれば、要望書になくても安全面が疑われる箇所は見えてきます。信号のない横断歩道での歩行者優先は交通ルールです。教育長がおっしゃるように、横断歩道で手を挙げて意思表示を示す、本当にその一呼吸を身につけさせることは一生ものになります。

ぜひ地域学校教育推進活動の一環としても大木町マナーアップ運動を推進していただき、全庁を挙げて子供たちの安全を守るように取組んでいただきたい。

運動推進の具体的な計画があれば教えていただきたい。

以上です。

議長 1点目については、要望でということでしたが、答弁があるというふうなことでございますので、まず、荒巻建設水道課長に答弁を求めたいと思います。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 2番、野口裕子議員のご要望ということでしたけれども、ご質問にお答えします。

地元区長からなどの要望について業務の改善点はないのかということでしたけれども、ご指摘のとおりこれまでの要望書の様式に今年度から区画線の項目を追加しました。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、4月の区長会が中止となりましたので、その点を十分に説明することができませんでした。要望書の中には土木の専門用語も多く含まれておりますので、さらに分かりやすい工夫を加えていく必要があると考えております。

なお、要望書でございますが、単に地域の要望・苦情を受け付けることだけではなく、地元の協力を得ることで道路パトロールに係る経費や時間を抑えながらも、道路維持の水準を確保するだけではなく、地域との信頼関係の構築を図ることも目的としております。

今後も、関係機関と連携して交通安全の確保に向けて取組みを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長 次に、答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

通学路に関する児童・生徒の安全指導、安全な環境整備につきましては、交通事故の防止の観点だけではなく、不審者対策などの防犯や水路の事故などの防災の観点からも対策を講じる必要があります。事故や事件、自然災害などは、児童・生徒が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、学校の教職員がそれらの課題に対して全てを担うことは困難であります。

そのためには、児童・生徒の安全に関する課題について、家庭・地域・関係機関等が連携・協働して責任と役割を分担しながら、以下のような、次のような安全な地域づくりを進める体制を整えることが必要と考えております。

1点目は、学校と地域の安全推進のための連携体制づくりです。現在設置されています学校運営協議会、この運営協議会の活用や地域学校協働活動推進員と連携して、現在、大溝校区に1名配置されておりますが、連携して地域学校協働活動を推進する中で、地域ぐるみで危険箇所の確認など、交通安全・防犯・防災等の具体的な取組みを行っていくことが考えられます。

2点目は、家庭や地域との連携・協働です。日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童・生徒にとって自らの安全を確保する上でも非常に重要な要素ですが、これらの基礎は家庭や地域で育まれる部分が大いことから、家庭・地域も責任を持って学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を理解していただくことが必要です。

例えば中学生は全員ヘルメットをかぶっております。小学生はヘルメットをかぶっておりません。こういったヘルメット着用の運動、それから10月1日



から義務化される自転車保険の加入、こういったことも保護者の理解が必要であります。そのためには学校の安全教育や安全管理の方針等、保護者や地域住民との間で共有し、具体的な取組みを進めていくことが必要と考えます。

3点目は、地域の住民やボランティア等との連携であります。地域には子供見守り隊の方々や子ども110番の家をはじめ、交通指導員、少年補導員など、児童・生徒の安全を守るために主体的に活動されている様々な方がおられます。これらの地域の人的資源を有効に機能させていくためにも、これからの本町での地域学校協働活動の拡充を進めていくことが重要と考えております。

これまでの学校に対する一方向的な支援から、地域と学校が共に子供を育て、共に地域をつくるという連携協働の理念に立って、地域の教育力を充実させて地域と学校の協働体制を高めていくことが交通事故の防止など、安全・安心なまちづくりの基盤となるものと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、既定の質問回数が終わりましたけれども、時間が残っておりますので、一言何かございましたら許可したいと思います。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　ありがとうございます。

全庁挙げて一人でも交通事故が出ない町になりますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、菰方英二議員の一般質問を許します。菰方英二議員。

菰方英二議員 8番、菰方英二でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に沿って一般質問いたします。

大溝駅前広場整備事業について。

この件につきましては、平成29年6月、31年3月に一般質問がなされております。その際、29年6月の答弁では、八丁牟田駅とほぼ変わらない利用客があり、大溝駅前整備事業は八丁牟田駅同様に駅利用客の利便性を向上させ、また、道路の安全確保のためにも早急に取り組む必要があるが、この整備事業には多額の費用を要するため、補助事業を検討しながらできるだけ早い時期に整備していくと。また、必要な用地についても地権者と協議を進め、用地を確保次第、整備に取りかかると答弁され、ここ、30年とありますが、31年の間違いです。また、31年3月には、用地買収は一部を残しているとのことでした。また、今後どのようになったのか。住民の期待も大きい事業であると思うが、その後進捗が見えません。

そこで、三度質問いたします。

まず1点目は、整備事業への考え方の変更はないのか、現在の進捗状況はどのようにになっているか伺います。

次に、2点目として、現状のままで安全対策、また、今後の安全対策について伺います。

以上です。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 8番、菰方英二議員の一般質問にお答えします。

まず、1点目の整備開発への考え方に変更はないか、現在の進捗状況はどのようなになっているかでございます。

この間、駅前開発事業を行うための有効な補助事業の検討を行ってまいりましたが、該当する補助事業は国の社会資本整備交付金しか見当たらず、この交付金は1日平均の乗降人員が1,000人規模の駅では、事業採択が非常に厳しいとの見解があります。

ちなみに平成31年度の1日の平均乗降人員は、大溝駅1,011人、八丁牟田駅1,244人となっています。仮に採択されても、近年、交付金の実際の内示額は大きく減額傾向にあり、事業の対象外となる施設も多いことから、計画中の全体事業ではそのほとんどを町の単独予算で賄わなければならないことが明らかとなっております。

このため、西鉄大溝駅につきましては、送迎車両の道路への滞留、駐輪場の課題など、駅利用者の利便性に課題がある状況を踏まえ、現在所有している土地の範囲内で町単独予算による計画の見直しを行い、できる限りの改善策を講じることといたしました。

当然、町の単独予算では大規模な土地の取得は難しく、事業規模の拡充はできませんが、利用者の安全を第一に考え、まずは単独予算でできる範囲内の計画の見直しに着手することとした次第です。

次に、2点目の現状のままでの安全対策は、また、今後の安全対策についてでございますが、平成29年度に地権者の同意を得て大溝駅南西側に326.72平方メートルの用地を取得しておりますので、現在はこのスペースを送迎車両の一時待機場所と位置づけております。

しかし、現状のままでは安全性または利便性などに課題も多いことから、まずは段差の解消や送迎車両の待機場所への区画線設置など、限られたスペースを有効に活用できるよう、具体的な計画の見直しを行っているところです。年内には計画をまとめ、早期に工事に着手したいと考えています。

以上で、8番、菰方英二議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、まず1点目の整備・開発への考え方に変更はないのか、進捗状況はどのようになっているのかについての再質問でございますか。菰方英二議員。

菰方英二議員　今の答弁、また前回の答弁などを聞きますと、整備事業の考えには変更はないが、補助事業がないので今のままで進められないということのようですが、私は建設には全くの素人で詳しくありませんが、その考えで言わせてもらおうと、今、図面はもう出来上がっているのでしょうか。また、町単独で計画を見直して着手するとのことですが、どのような計画で行われるのでしょうか。お願いします。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　8番、菰方英二議員の再質問にお答えします。

図面等に関しまして二度手間にならないか、町単独で少しずつ整備できないかということでございますけれども、実施設計、いわゆる詳細設計及び用地補償等の調査については未実施でございます。現時点では、詳細設計等に必要な当該敷地周辺の立地条件や具体的な課題や条件を整理し、対応策など、事業実

施のための青写真を示す基本計画のレベルでございます。

繰り返しになりますが、交付金の内示額が減額傾向にあり、事業の対象外となる施設も多いことから、計画中の全体事業ではそのほとんどが町の単独予算となるため、詳細な実施設計や新たな用地交渉に踏み込めず、計画を前に進められない状況です。

そこで、現時点でできる最善策として、平成29年度に取得した用地を活用し、送迎車両の道路への滞留など、課題解決を図るための限られたスペースを有効に活用できる計画の見直しを行っているところです。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、3回目の質問でございますか。

それでは、次に、2点目の現状のままの安全対策でよいのかについての再質問でございますか。菰方英二議員。

菰方英二議員　先ほども答弁でおっしゃいましたが、昨年の答弁でも、必要な用地についても地権者と協議を進めて一部を残しているとのことでした。先ほど答弁で326.72平方メートルの用地を取得したとありますが、これは全ての用地を取得されたのでしょうか。また、年内には計画を早期に工事着手するとの考えがあると、具体的にどのような順序で進められるかお聞きします。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　8番、菰方英二議員の再質問にお答えいたします。

326.72平方メートルの用地の取得につきましては、先ほど、前回の一

般質問に回答したときに現在取得済みということで回答をさせていただいた場所のこととなっております。本来の先ほどご説明しました青写真を示す基本計画のレベルの全体を指すものではございません。

繰り返しになりますが、現在取得している用地を活用した計画の見直しを行っているところです。

また、今後のスケジュールに関しましては、ただいま見直しに関する設計等を行っているところです。年内に方向性を出したいという答弁をさせていただきましたが、来年度の当初予算に間に合わせるための予定で現在検討を進めているところです。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、現状のままでの安全対策、また、今後の安全対策についての最後の質問ございますか。菰方英二議員。

菰方英二議員　土地というのは、全体的じゃないということではありますが、全体的に取得しないとなかなか整備もままならないのではないかと考えております。

最後に、町長に伺います。

31年3月の質問で、町長は4年をめどに完成させたいという答弁をされておりますが、その考えは今も変わっていないのでしょうか。また、先ほど益田議員がおっしゃっていましたが、10月から無人駅になります。八丁牟田駅、大溝駅両駅の防犯対策はどのように考えてあるかお伺いします。

以上です

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 8番、菰方議員のご質問にお答えいたします。

大溝駅の整備の問題、これまでもご質問をいただきまして、整備の方向性を一定お示ししていたというふうに考えておるわけですが、何といたっても町に2つしかない駅、これは町の顔でありますから、八丁牟田駅は何とかきれいに整備することができましたし、大溝駅も何とか一刻も早く整備をしたいという思いはございます。

ただ先ほど課長が答弁しておりますように、もう今、八丁牟田駅のときはまだ補助事業があったんですけれども、今は有効な補助事業をずっと探してきたんだけど、見当たらないという状況、いつまでもこの補助事業を探して、ないから先延ばしにするという、そういうことはできないというふうに考えております。

ですから、先ほど課長が答弁いたしましたように一部用地取得しております。本来は八丁牟田並みの規模での整備を予定しておったわけですが、そうなってくると莫大な費用がかかるということになりますので、現在取得しております土地の中で、しっかりとした駅の安全機能を備えた整備をしたいというふうに考えておりまして、その分については今年度中に具体的な計画を議会のほうにご相談したいなというふうに思っています。そういうことでぜひ議会の方のご理解をお願いしたいというふうに思っております。

それと、駅の無人化の問題、先ほどの益田議員のご質問の中にもございましたけれども、8月に西鉄のほうから無人化にするという、言わば通告がございました。あえて自治体に事前に協議する必要はないけどもというようなことで、いわゆる無人化にするというような通告を受けたところであります。

ただその無人化にすることに対する西鉄のいろいろ、例えば防犯対策であるとか、その利用者に対するサービスの対応であるとか、そこら辺の計画はいただいていますけれども、やっぱり人がいない駅がどうなのかと。例えば防犯対策上、いろんなサービス上もしくは例えばいろいろごみが落ちていたときにごみが散らかりっ放しでいいのかとか、そういういろいろな課題があるだろうというふうに思っています。

この駅の無人化の問題に関しては、実は西鉄のほうに協議の申入れをしています。私どものほうからその西鉄に無人化を取り消してほしいと言っても多分不可能だと思いますので、こちらのほうから提案をしていきたいというふうに思っています。

せっかくの駅でありますので、今までは西鉄の駅員さんが西鉄の業務だけをやられるということで、例えば町でこういうことを協力できないかをお願いしてもなかなか実現できなかったですけれども、そこら辺を含めて町と西鉄で共同で何か、フルタイムにはならないと思いますけれども、人を配置して西鉄のサービスのほかに例えば町の観光案内的なことを含めたところで人を配置できないか、そういうところも西鉄のほうにご提案申し上げたいと思っていますし、あと西鉄電車、公共交通機関というのは町にとって非常に重要な役割を担っているわけでありまして、コミュニティ交通の一環としての役割も担っていただくということでも具体的にご提案を西鉄のほうにはさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

いずれにしましても、駅開発と西鉄を公共交通としてしっかり町の発展の一翼を担っていただく、そのために西鉄と協力できるところは協力していくという、そういうスタンスで、安全面とかそういうことも含めて協議をさせていただきたいというふうに思っています。



以上で、菰方議員のご質問に対する答弁を終わります。

議長 一応既定の質問回数が終わりましたけれども、何か一言ございますか。  
菰方英二議員。

菰方英二議員 もうちょっと詳しく防犯対策について、多分これから秋口から冬場になると暗くなって人がいないと。駅の中だけは明かりがついているけれども、ほかのちょっと外に出たら暗闇になってしまうということで、そこら辺の防犯対策をもうちょっと具体的に町長、考えがあるなら教えていただきたいと思いますが。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 これまで西鉄で駅員を配置して、その人がいるということで防犯対策にもなってきたというところで、急に今回西鉄のほうから駅は巡回制にすると。具体的には三潁から矢加部までの間を1人の人がずっと巡回して回るといようなご提案をいただいています。

それだけで当然議員ご心配のように防犯対策が十分であるかというようなことが大きな課題だと思っていますので、これは西鉄のほうとも具体的に協議をさせていただきたいと。例えば一定時間人を置くもしくはその人がいないときの防犯対策、西鉄としてはどういうことを考えられてあるのか、当然今のご提案の中では防犯カメラで、例えば若い人たちがたむろしていたりとか、悪いことをしていたら、防犯カメラでいつでも柳川駅で確認をしているから、例えば警察と連携をしてすぐに対応するとか、そういうことは書かれていますけれど

も、それで本当に十分かどうかというのは、さらにしっかり西鉄のほうとは協議していく必要があると思いますし、その上で町として必要なことがあれば、また考えていかなければいけないだろうというふうに思っています。

そういうところで、まずは西鉄さんのほうとそういうところも含めてしっかり協議をさせていただきたいということで、今回はご容赦いただきたいと思います。

以上で終わります。

議長 よろしいですか。じゃ、一言、菰方英二議員。

菰方英二議員 何かあってからでは絶対遅いので、早急に対策を取っていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長 以上で、8番、菰方英二議員の一般質問を終わります。

それでは、続いて、11番、小島裕司議員の一般質問を許します。小島裕司議員。

小島裕司議員 11番、小島でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

本町におけるクリークは、農業用水の用排水機能、生活排水機能を維持し、非常時には環境を水害から守り続けていると考えられています。

昨今、本町ではクリーク沿いに宅地開発や水路整備で護岸工事が行われております。最近悲しい出来事が水難事故で本町でも発生しております。これは国、農水省が行った水路整備に伴うものだと認識しております。このような場所及

び施工方法はほかにもあるのではないのでしょうか。ここでお尋ねしたいと思っております。

まず、これから行われる護岸の施工方法を町として統一見解及び施工方法を示すべきではないのでしょうか。今回の事故現場を見ますと、鋼矢板で垂直に切り立っています。聞くところによると水深2.5メートルぐらいあるということのことです。

続きまして、2番目として、大木町有水路埋立払下げに関する条例がありますが、これは水路全体を埋立てすることを前提としてつくられたものではないのでしょうか。一部埋立てに伴う護岸工事が発生した場合、どのような指導監督をするのかをお尋ねしたいと思います。

3つ目に、28年12月議会で一般質問させていただきましたセットバックに伴うクリークの形状整備に関して、地権者へのインセンティブ及び進捗状況をお尋ねしたいと思います。

当時の課長の答弁では、基本的には緊急車両が通るような道路を造っていくのが安全・安心のまちづくりにつながる。4メートル未満の道路の整備については、1つは補助事業でやっている狭隘道路の整備等を活用して路線的に進めていく方法と、後退道路用地に関し、クリーク面に関したカーブ上の道路の場合、緩やかなカーブにするように中心線を設定する必要があるということでした。

町民及び地権者へのインセンティブとして、今後の管理、道路幅の幅員を考えた場合、寄附された道路後退用地においては、町による用地の測量、分筆、登記、所有権移転の登記等を伴い、舗装等の整備をすることにより、道路状況がよくなっていくとのことでした。現在、このようなセットバックが発生したところ及び舗装整備の状況がどの程度進んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

す。

以上です。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 11番、小島裕司議員の一般質問にお答えします。

議員ご質問のクリークについては、町の総面積の約14%を占め、農業用の排水、生活排水、洪水緩和機能、自然環境保全、景観形成等の多面的な機能を有しています。

しかし、反面、このたびの水難事故現場のような危険な箇所も多く存在するため、町内小中学校とともに6月から7月にかけて安全対策のための緊急点検を実施しました。その結果、特に切り立った護岸で水深が深い国営幹線水路8路線のうち、7か所約300メートルにつきましては、国の補助事業を活用し、再発防止のための転落防止柵を早急に設置することとしております。

また、注意喚起のための堀の安全マップや看板設置、緊急時の救命浮き輪を設置するなど、町、学校、地域が問題意識を共有して安全対策に取り組んでいくこととしております。

なお、事業の一部には、匿名の寄附金を充てさせていただいていることを申し添えます。

さて、1点目のこれから行われる護岸を町として統一見解及び施工方法を示すべきではないかでございますが、議員ご指摘のように、これまで町が行ってきた水路整備は、農業用水の安定供給など、利水対策に最大限の努力を払ってきました。また、住民などが行ってきた水路の自費護岸の多くは、宅地造成のために行われてきたものと認識しています。

その結果、地域ごとの状況にもよりますが、限られた用地の中で整備するために切り立った護岸が数多く造られました。その緊急性があまりにも高かったゆえに、必ずしも安全性、自然環境への配慮を十分に行ってきたとは言えないのも事実であります。

このようなことから、今後の水路整備に当たっては、安全性や自然環境への配慮から、県産木材などのさらなる活用やのり面の勾配を緩くし、植生を可能にする工法など、今まで以上に様々な面で検討していく必要があると考えています。

また、住民などが行う水路の自費護岸についても、どこまで申請者に条件を課すことができるかという課題がありますが、引き続き検討してまいります。

水量の幅や深さなど、それぞれ現地の状況が違うため、一概に工法を統一するということは難しいと思いますが、用地幅の関係などで切り立った護岸を採用する場合でも、切梁構造は慎重に行い、転落防止柵やステップ等の安全対策をセットで行う必要があると考えています。

次に、2点目の大木町有水路埋立払下げに関する条例があるが、一部埋立てに伴う護岸工事の場合、どのような指導監督をするのかでございしますが、大木町有水路埋立払下げに関する条例は、町有水路の埋立て及び払下げに関する制限、許可並びに払下げ料金等について定めており、町有水路を宅地造成のために潰したり、付け替えたり、一部でも埋立てしようとする場合は、行政財産を普通財産にする用途廃止の手続が必要となります。何らかの理由で既に水路の形がなくなっている場合でも、同様の手続が必要となります。

また、冒頭申し上げました多面的機能を持つ町有水路は、行政財産とはいえ、地域住民の方々が共同で利用し、維持管理を行ってきた歴史から、一種の地域の共有財産としての性格を有しているということもあり、各行政区に町有水路

区管理委員会を設け、水路の監視、維持管理、埋立て、水面使用など、町長の許可事項に対する意見の提出を求め、判断材料としています。

仮に埋立てを伴う護岸工事が発生した場合は、水路幅など、個人の事情に応じて対応する必要がある、多面的機能を有する水路の重要性を踏まえて総合的に判断し、地域環境に影響が生じないように配慮する必要があると認識しております。

最後に、3点目のセットバックに伴うクレーク形状の整備に関する地権者へのインセンティブ及び進捗状況でございます。

議員ご承知のとおり、町では福岡県及び一般財団法人福岡県建築住宅センターからの委託により、敷地周辺道路の調査など、建築基準法施行事務の一部を行っています。みなし道路とも言われる幅員4メートル未満の道路で、福岡県の建築主事が判定した2項道路については、セットバックの距離が対側側の後退状況や河川・水路等の状況によっても異なるため、現状の幅員だけで判断せず、法務局備え付けの公図や道路台帳等の資料と照らし合わせて報告書を作成しています。

特に水路が沿う場合の取扱いについては、護岸や防護柵の有無、未舗装など、現状により将来的に不整形な道路になってしまい、通行上支障が生じるケースも起こり得ることから、必要に応じ建築主事と事前に協議を行い、調整を図るようしております。

これまでにこのようなセットバックが生じた箇所がございますが、未整備となっております。また、セットバック部の舗装整備状況ですが、平成28年度5件中全て整備済み、平成29年度7件中全て整備済み、平成30年度8件中3件が整備済みで、おおむね2年以内には舗装整備は完了していることとなります。

地権者へのインセンティブについては様々な形がありますが、後退道路用地を自己管理ではなく、町に寄附していただき、建築主事の判定や予算確保という課題はありますが、水路側と道路後退用地を一体的に整備していく必要があると考えています。

今後も、引き続き関係機関と連携を図りながら、長期的な視野に立って対応策を検討してまいる所存です。

以上で、11番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の護岸の統一見解及び施工方法を示すべきではないかというふうなことについての再質問ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　再質問というわけではございませんが、要望を一言お願いしたいと思います。

先ほどの課長の答弁の中では、公共的な扱いになる護岸工事に関する考え方と民間が行う自費護岸について述べられました。公共的な護岸工事は補助事業を活用し施工することで、ある程度切梁工法は一定の安全基準なりの方針を示すことができると思っております。民間が自費で行うクレークの護岸工事状況を見てみますと、個人では宅地開発で行われる護岸工事があり、構造は違うけれども、コンクリートで切り立った護岸で切梁が見受けられるところもあります。転落防止やステップ等の安全対策が十分ではないところもあるとのことでしたが、安全対策を行う必要があるとのことでした。ぜひ早急な対応と検討をお願いしたいと思っております。

議長　答弁は要りますか。

小島裕司議員　　いや、要りません。

議長　　じゃ、次に、2番目の大木町有水路埋立払下げに関する部分についての再質問はございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　　大木町における堀の歴史や農業用水としての機能、また、最近では、下水道に代わる機能を有し、町民にとっては生活必需品と言っても過言ではないかと思っております。地域によってクリークの管理のやり方など、様々な違いが見受けられます。

答弁にありました町有水路区管理委員会を各行政区ごとに設けるのではなく、町全体で委員会を立ち上げ、統一見解を示し、1問目にも関わってきますが、地域によって護岸のやり方、また、管理の状況等、大木町も約18平方キロしかない本町での食い違いが出てくるのではないのでしょうか。

本町に払下げに関する条例第3項第2項に、払下げの許可を行うに当たり、特に必要があると町長が認めたときには、関係者の意見を聞き、条件を付することができるかとあります。基本的には町が今後どのようにクリークを守って整備をしていくか、それに伴いどのように指導するかが問題なのではないでしょうか。

今すぐ方針を決定し条例にするかを検討しないと、年々本町も開発行為が進み、地域によってはクリークの守り方の違いが出て手遅れになることが懸念されます。いま一度、町の考え方をお尋ねいたします。

議長　　答弁を許します。荒巻建設水道課長。



建設水道課長 11番、小島裕司議員の再質問にお答えします。

町有水路区管理委員会についてでございましたが、様々な課題の解決に向け、次期総合計画では、自治会組織への移行に合わせ、各課からの要請に基づいた地域組織の見直しを行っていく必要があると考えています。

本委員会についてもしかりで、これからの地域の水路をどのように維持管理していくのかを踏まえ、慎重に検討していきたいと思いますが、その過程においては、行政と地域の役割を明確にした水路の維持管理体制の再構築が求められていると認識しています。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、2点目の3回目の質問ございますか。

それでは、3番目のセットバックに伴うクリークの形状整備に関する地権者へのインセンティブ及び進捗状況についての再質問ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 本日お手元にお配りしております資料を参考程度にご覧いただいてよろしいでしょうか。

これは28年の当時質問させていただいた資料でございます。写真を見てもらいますと、スネーク状に曲がった道路があり、ガードレールがあり、クリークがあると。これを基準法どおりセットバックしてしまうと、さらに曲がった道路、曲がった水路ができるのではないのでしょうか。基準法どおりセットバックをしてしまうと、形状はそのままいつまでたっても変わらない形状が続くものだと思っております。

本町の条例が必要なのかどうか分かりませんが、建築基準法を使い、地権者への寄附等により必要最小限の予算で真っすぐな道路、また、水路を整備することができるのではないのでしょうか。

水路が直線のほうがいいのかどうなのか、水中の生物等の要因もあるかと思っております。まちづくり団体が堀と自然を守る会等があります。町民を巻き込んだ議論が必要なのではないのでしょうか。町の財産なので、国、県主導ではなく、大木町独自の考え方が必要なのではないかと思っております。

ここで、本来ならこの方針に関してトップである町長にお尋ねしたいと思っておりましたが、何かと町長の圧力がすごいかかっておりますので、副町長にここではお尋ねさせていただきたいと思っております。

クリーク整備、護岸工事を含めて、大木町にとって財産であり、生活する上で必要不可欠だと思っております。平成31年に条例化いたしました大木町の食の景観を守り創る条例があります。また、以前から開発指導要綱もあります。国、県が行う水路整備は国、県主導ではなく、大木町独自の考え方を示し、方向性を決めて行うことが大事なのではないのでしょうか。

また、民間が行うものには大木町の将来像を示しながら理解していただき、官民一体となったまちづくりが必要なのではないのでしょうか。

現在、町長がひそかに進められてある自治会組織機構改革にも、クリークの整備の考え方・方針を示されるべきではないのでしょうか。

検討委員会をよく立ち上げられております。大学の先生やコンサルタントのご意見を聞くことも大事なのですが、まず、昨日立ち上がりました管内閣でも、縦割り110番を創設するということがありました。ぜひ本町でもそのような課の垣根を取り払い、横の連携を重視したようなまちづくりを行政が進められると望んでおります。

まずは、住んでいる人が住み続けたい町をつくるために、町民と行政が一体となった議論が必要なのではないのでしょうか。そこを副町長のほうに、町長と各課の課長の狭間に挟まっていられっやいます副町長が一番適切かと思っておりますので、ぜひ副町長の意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

議長　それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長　小島議員の質問にお答えしたいと思います。

小島議員のおっしゃるとおり、本町のクリークについては、先人たちが営々と築いてきたものですし、多面的な機能を持っていますので、できる限り維持をしていくということは非常に重要だというふうに思います。先ほど建設課長が申しましたとおり、町が工事をする分については、一定の工事の基準に基づいて行うことができますが、民間にどこまで制限をかけることができるのかについては、今後さらに議論をしていかなければいけないというふうに考えています。

今現在、指導要綱に係る技術基準を設けまして、その基準にのっとり指導しているわけですが、その内容についても、細かく指導、基準を設定しているわけではありませんで、水路の護岸をする場合はコンクリート製の護岸をするとか、あとその護岸をした後については管理用通路を50センチ以上設けるとか、そういう程度の基準を設けている状況でございます。

ですので、今後は、これに先ほどありました安全性の問題で、どこまで安全性を確保するための指導をしていくのかということは非常に重要な点だというふうに認識をしております。

ですが、民間のほうに指導をする部分については、やはり経費の負担が伴いまして、要するに分譲地等の護岸工事をする場合についても、その分譲地の価格が少し高騰してしまうという欠点がございまして。この点につきましては、やはり大木町と筑後市を比べますと筑後市のほうがコスト的にも安く開発ができるということで、大木町は結構、開発する場合には水路が必ず面してまいりますので、コストが上がってしまうと。先ほどから出ております安全性の問題と、移住・定住の人を呼び込むという点では相反する部分がありますので、その部分をどこまで安全性を求めて強固な、さらには落ちた場合についても命は保障できるような安全対策ができるかということについては、やはりバランスの問題もありますので、今後、専門家の皆さんの意見を聞きながら、さらにどこまで対策を講じられるかということを議論していきたいというふうに思っております。

そして、さらにこの水路につきましては、これまで地域の皆さんにも随分協力をいただいて維持管理をしてきたという実態がありまして、今、総合計画の中で、自治会でどこまで役割分担を持ってやっていくのかということも議論しております。地域のほうでもこの水路をどういうふうに位置づけて守っていくのかという面はありますが、町サイドもさらに機構改革等で今後縦割りをなくして横のつながりを綿密にやっていくという体制を取ろうとしておりますので、あわせて自治体側と住民側と色々な意見を交わしながら、水路の維持管理については対応していく必要があるというふうに認識をしております。

ちょっと回答になったかどうか分かりませんが、以上で質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、インセンティブ及び進捗状況についての最後の質問ござい

ますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 最後の質問というわけではございませんが、一言要望を添えて終わりたいと思っております。

先ほど副町長から言われましたとおり、垣根は取り払って庁舎内一体となつて、また官民一体となつて進めていくということでしたので、ぜひそこら辺を十分副町長だったら力を発揮できるだろうと期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。よろしく願いします。ありがとうございました。

議長 以上で、11番、小島裕司議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時、午後1時からいたします。

休憩 11時46分

再開 13時00分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。

中島宗昭議員 12番、中島宗昭でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

ちょうど昼食後で、皆さん眠気が来るところでございますが、しっかり聞いていただきたいと思います。

まず1つ目は、遊休農地、耕作放棄地の解消と対策についてお尋ねいたします。

本町においては、日頃より農業委員の方々のご努力により、遊休農地、耕作放棄地はゼロに等しいと言われ続けてきたと思います。しかし、ここ数年来、遊休農地、耕作放棄地とも点在するように見受けられます。8月には、農業委員会活動として、農地パトロールをされ、農地利用状況調査や地権者の意向調査などを通しての活動を展開されているものと存じますが、将来の大木町の農村、農家、農地を守り育てていくためにも、次の質問をさせていただきます。

1、本町における遊休農地、耕作放棄地の現況は。

2、遊休農地、耕作放棄地の解消に向けての対策と実践活動にどのように取り組まれているのか。

3、まち独自の農地利用最適化推進委員の必要性はないのか。

以上、3点について担当課長にお尋ねいたします。

続きまして、ふるさと納税今後の展望について質問いたします。

今年6月24日、西日本新聞に2019年度筑後地区12市町村に寄せられたふるさと納税の寄附額が掲載されました。本町においては5億4,130万円のご寄附を頂いたということで、大変ありがたいことです。しかし、一方、12市町村中10市町が寄附額を増加する中、本町においては、前年、2018年度と比較して62%も減らしております。ふるさと納税での寄附は、町財政にとって無視できない大きな歳入であることから、昨年度実績の経緯と今後の展望について、以下のとおりお尋ねいたします。

1、2018年度は、新聞報道、また、議会への説明において、北海道胆振東部地震への代理寄附が宣伝効果を発揮し、寄附額は大きくなったと説明されたが、どのように分析されているのか。

2、八女市、小郡市など、寄附窓口となるポータルサイト数を増やしたや、返礼品の数を増やしていると聞くが、本町においてはどのように対応しているのか。

3、ふるさと納税事業事務については、多くの自治体では外部委託を行っております。本町においても、2018年度途中よりクリエイティブおおきに委託されて現在に至っております。町内業者ということで決定されたと思うが、入札やプロポーザルでなく、随意契約でよいのか。

4、クリエイティブおおきの人員体制から見ると、納税事業を請け負うには十分とは考えづらいが、委託先の専任スタッフ、兼任スタッフ数はどのようになっているのか。

5、これは3月議会でも質問しておりましたが、再度質問いたしますが、クリエイティブおおき本来の役割と目的は。

以上、5点について質問をいたします。よろしく願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、ふるさと納税今後の展望について答弁させていただき、遊休農地、耕作放棄地の解消と対策については産業振興課長が答弁いたします。

まず、①ふるさと納税において、2018年度の寄附額が大きくなったこと

については、これまでもご説明してきたところでございますが、北海道胆振東部地震で大きな被害を受けた厚真町のふるさと納税代理寄附を実施した結果、ポータルサイト上で本町の露出が一気に増えたことが大きな要因ではないかと分析をいたしております。

また、返礼品の返礼割合を3割以下とする制度改正が行われることが決定した後において、若干の猶予期間の中で、返礼割合が5割程度の返礼品に駆け込み的に寄附が集まったことも一つの要因だと考えております。

次に、②寄附額確保についての取組みについてでございますが、ポイントは大きく2つあると思います。1つは、返礼品そのものの魅力アップであり、もう一つは、その返礼品の魅力をどのように伝えるかでございます。

本町では、魅力ある返礼品の発掘や開発をクリエイティブおおきと共同で行っております。広報紙や訪問による新規事業者の募集や既存事業者への返礼品追加依頼を随時行っています。8月末時点で、6事業所が新たに返礼品の提供を始めてもらうとともに、455品が今年度から新たな返礼品として追加されております。

また、返礼品をさらに魅力あるものにしていくための研修会等も随時実施しております。

次に、返礼品の魅力をどのように伝えるかについては、寄附のほとんどはポータルサイト経由となっていることから、ポータルサイトを増やすことは、より広く伝えることが可能になります。したがって、昨年度は、ふるさとチョイスと楽天市場の2つのサイトでしたが、今年度7月からは、ふるなびを追加して、現在3つのサイトで募集を行っております。

さらに、魅力を伝えるためには、ホームページの作り込みも重要となってきます。現在、返礼品ページには、簡単な事業者や返礼品の紹介、写真は掲載



しておりますが、返礼品が持つ魅力を十二分に伝えることがまだまだ不十分で  
ございます。それを改善するために、8月から企画課とクリエイティブおおき  
が一体となって事業者訪問を行い、返礼品へのこだわりや思い、事業者のスト  
ーリーなど、返礼品の魅力を最大限伝えるためのヒアリングを実施しています。  
今後、ヒアリングを基に返礼品ページの充実を図ってまいります。

③ふるさと納税の事務については、2018年10月からクリエイティブお  
おきへ委託をしています。委託内容は、寄附情報管理システムの管理・運営、  
寄附者へ送る書類の作成・送付、ワンストップ特例申請書受付、返礼品の企  
画・提案、協力事業者への返礼品の発注・発送依頼、まちの魅力発信、特産品  
などのPR、寄附者からの問合せ及び苦情対応でございます。

委託先の選定については、町内事業者であり、法人の設立目的が地域農産物  
を使った商品開発や地域経済の活性化など、ふるさと納税事務の委託内容と合  
致した部分が多いこと、さらには、委託料がほかの事業者に比べて廉価であつ  
たことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、  
随意契約により委託を行っております。ふるさと納税の約半分は経費であるため、  
できるだけ町内事業者において業務を遂行することが地域内経済循環につなが  
るという考え方に基づいて決定をしております。

これまで右肩上がり成長を続けてきたふるさと納税市場も制度改正の影響  
もあり、一定の天井が見えてきたのではないかと考えています。しかし、依然  
としてふるさと納税による新商品の開発効果や、それを基にしたまちのPR効  
果は高いものがございますので、引き続き本制度を活用して、地域内経済の活  
性化に結びつけていきたいと思っております。そのためにも、委託先であるク  
リエイティブおおきには期待するところが大きく、様々なネットワークを生かして  
ステップアップしてもらいたいと考えております。

4番、クリエイティブおおきが受託しているふるさと納税事業の専任スタッフ、兼任スタッフについてお答えいたします。

令和元年度においては、特に専任スタッフは雇用せず、株式会社クリエイティブおおき雇用のプロジェクトマネジャーにおいて事業を行っております。昨年度のクリエイティブおおきの組織体制は、社員1名とプロジェクトマネジャー5名の6名体制で、WAKKAの施設管理及び各種事業を、また、道の駅おおきには、駅長1人——1月末に退職されておりますけれども、それと、景観整備に1名、それと、パート職1名を配置した組織体制としておりました。クリエイティブおおきの社員の主な業務は、経理、庶務業務を中心に行っており、プロジェクトマネジャーは、プロジェクトマネジャー総括責任者をはじめ、年度途中の採用や入れ替わりもありましたが、食育・加工品開発などの支援部門1名、ふるさと納税部門兼交流支援部門1名、交流支援部門1名、情報発信部門1名と統括マネジャーの5名がそれぞれの業務の目的に応じて事業を推進することが使命でありました。しかし、本来の業務以外のふるさと納税事業にも精力的に関わってもらったことは、クリエイティブおおきの経営への貢献のほか、本町の自主財源確保にも大きく寄与することとなった点は評価したいと思います。

このような体制で推移した経過については、前年度当初計画において専任スタッフを雇用することを予定しておりましたが、当時のプロジェクトマネジャー統括責任者と協議の中で、現職員体制で業務完了できるとの見込みから雇用を見合わせた経緯がございます。しかし、中島議員がご心配されておりますように、ふるさと納税事務が煩雑化する年末から3月まで想定以上の寄附の申込みをいただいたことからオーバーワークになったことは否めず、迅速に人員体制の強化ができなかったことは反省すべき点であったと痛感をいたしております。

す。

このような昨年度の反省を踏まえ、今年度は、ふるさと納税事務を専任するスタッフ1名を——これは十分な経験をお持ちの方でございますけれども、新たに嘱託職員として雇用し、2名体制として、プロジェクトマネージャーとしては別に食育・加工品開発部門を2名、農園部門を2名、企画・情報発信部門を1名体制として、前企画課長の北島氏をセンター長兼道の駅おおきの駅長に任命し、組織体制を整えております。北島センター長には、ふるさと納税事務をはじめ、統括責任者としてクリエイティブおおきの果たすべき役割を最大限發揮できるよう活躍していただくことを期待いたしております。

最後に、⑤クリエイティブおおきの本来の役割と目的はについてお答えいたします。

クリエイティブおおきの設立目的については、同法人の定款で、次の事業を営むことを目的とすることを定めております。

1、農産物の栽培、加工、販売に関する事業。2、農産物加工品の開発、生産、販売に関する事業。3、農業の6次産業化、農商工連携に関する事業。4、起業・創業——新規就農を含みますけれども——及び農業振興等地域経済の活性化に関する事業。5、地産・地消の推進に関する事業。6、大木町及びその他公共的団体などが設置する施設の管理運営の受託。7、全各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業。

ということで、要約いたしますと、地元農産物を生かして、農の魅力を開発・発信するとともに、起業・創業を目指している人たちをバックアップして地域経済を活性化させることにあります。

このような分野は、これまで行政が不得意とするところで、それを担うために事業者や行政が連携して、オール大木町体制で地場産業の活性化、大木町の

魅力発信、さらには、まち全体で農の恵み、豊かさを共有できるようにすることがクリエイティブおおきの本来の役割であり、目標であります。

議員もご存じのように、そもそも道の駅構想の出発点は、「本当の豊かさは“田舎暮らし”の中にある」を理念に策定した地産地消モデルタウン構想であり、この理念を実現することがクリエイティブおおきの目指すところでございます。

ところで、令和元年度のふるさと納税の寄附額は5億4,100万円余り、事業者を支払われた額は約1.6億円で、少なからず事業者の売上げ増に貢献しており、オール大木町の魅力づくり、様々な特産物の掘り起こしにつながっています。

今後は、ふるさと納税の枠組みを発展させ、都市部への販売ルートの開発など、大木町の魅力を大いに発信し、地場産業の活性化につなげたいと考えております。まさしくふるさと納税を通じた商品開発や事業者支援は、クリエイティブおおきの設立目的の重要な柱でありますので、さらにふるさと納税返礼品を通じた地域特産物の開発、掘り起こし、魅力アップに取り組んでまいりたいと思います。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年、町内においても遊休農地や耕作放棄地が増加傾向にあるため、農業委員会においても、農地パトロールや農地等利用の最適化を進める活動に力を入れていただいているところでございます。

具体的には、農地所有者の意向調査や各地域において話し合いの場を設け、校区ごとに策定している人・農地プランの実質化につながる取組みを行っていただいております。特に、今年度におきましては、コロナ禍でありましたので、少数の人数によるワークショップ形式による話し合いを8月に校区ごとに開催をいたしまして、様々なご意見をいただいているところでございます。担い手農業者として中島議員もご出席をいただきまして、大莞校区の今後の担い手支援、農地集積のマッチング及び将来の農村の在り方など、まずは集落点検から始めることが必要ではないかとのご意見をいただきましたし、他の地域においても、我々農業者が次の担い手に全ての農地や農業を任せる覚悟があるのかなど、高齢化が進む中、5年後、10年後を見据えた農業経営や経営の委譲の問題提起などがなされました。

また、各校区の農村づくりについても、それぞれ違った背景の上に成り立っている状況を踏まえた現状と課題がかいま見れた話し合いになったというふうに認識をしております。

引き続き農業委員の皆様と連携しながら、本町の農業、農村づくりの振興が少しでも前進するよう努めてまいります。

中島議員におかれましても、引き続き本町の農業経営のトップリーダー、農村づくりのリーダーとしてご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

さて、1、本町における遊休農地、耕作放棄地の現況はについてお答えいたします。

福岡県への報告において、本町の耕作放棄地は、令和元年度1,918平方メートル、平成30年度1,875平方メートル、平成29年度5,223平方メートルと回答をしております。

この県への報告は、3年に一度程度の自己保全管理を行っているところは除外することとしておりますので、面積が限定された形となっております。

別に、5年に一度調査が行われます農林業センサスの耕作放棄地では、耕作放棄地の定義が、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、ここ数年の間に再び作付する意思のない土地と、農家等の耕作意思を調査するものとなっているため、2010年度調査におきましては、18ヘクタール、2015年度調査には29ヘクタールと数字的にも大きく増加傾向を示しております。

なお、この農林業センサスの分類に自己保全管理の項目はなく、自己保全管理の農地もこの耕作放棄地の面積に含まれており、将来にわたって耕作されないであろう農地は増えている傾向にあります。

次に、2、遊休農地、耕作放棄地の解消に向けての対策と実践活動はについてお答えいたします。

耕作放棄地が増加している背景として、本町のみならず、全国的な動向として、農業者の高齢化と担い手不足、相続などによる土地持ち非農家の増加などの要因によるものであり、これを解消するためには、農地の集積・集約化と農業生産に適した圃場整備のほか、魅力ある農業経営を営むことができる農村づくりの振興策を講じることが重要であると考えております。

また、まれにはありますが、地権者や相続人代表などが何ら意思表示をされないケースも出てきており、農業委員をはじめ地域の担い手の方々のお力をお借りしながら、粘り強く意思確認を行い、適正な農地利用が図られるよう、必要な施策を講じていきたいというふうに考えております。

具体的な実践活動としては、農業委員による毎年8月の農地パトロールの際に、遊休農地が懸念される農家に対して、適正管理を行っていただくよう個別

に通知を行っております。その後、個別相談等を実施し、所有者自ら耕作ができない理由がある場合は、農業委員が耕起作業を行うケースもありますが、他の農業者、担い手や営農法人への利用権設定の推進、仲介などを行いながら、適正な農地利用の促進を図っております。

なお、農業委員は、農地パトロール以外でも、圃場管理が適正に行われていないところを発見したり、地元農業者などからの通報がなされる場合においては、他の農業委員や事務局と連携して対応をしていくこととしております。

最後に、3、まち独自の農地利用最適化推進委員の必要性はについてお答えいたします。

本町においては、遊休農地率1%以下かつ担い手への農地集積率が70%以上となっていることから、農地利用最適化推進委員の委嘱をしないことができる市町村となっており、現在、本推進委員の委嘱は行っていない状況にあります。

農業委員会等に関する法律施行令では、本推進委員は、100ヘクタールに1名を目安に条例で定めることとされており、本町で仮に本推進委員を置くとした場合、推進委員は10名となりますが、逆に農業委員は現行18名が14名となり、委員構成は全体で6名増の24名体制となります。本推進委員の役割としては、農地等の利用の最適化の推進について活動すること、これは農業委員と同様でございますが、推進委員は、現場活動が主であり、活動内容が限定されます。また、農業委員会総会に出席し、意見を述べることはできますが、議決権はありませんので、組織が二重構造化するおそれがございます。

現農業委員については、担い手農家や地元農業に精通されており、担当地域についても、殊さら広過ぎず、適当であると考えております。

さらに、人・農地プランの実質化の話合いや人・農地プラン検討会において

も、校区ごとの特性や方向性の共有はできると思いますので、現在の農業委員会委員体制で農地利用の最適化の推進は図られるものと考えており、現時点では農地利用最適化推進委員の設置の考えはございません。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1件目の遊休農地、耕作放棄地の解消と対策はについての①番、本町における遊休農地、耕作放棄地の現況はについての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　3年に一度自己保全管理を行っている者は除外するというところで理解できますが、自己保全できない農地は、私たちの集落の中だけでも2ヘクタール近くあります。この写真をお手元に配っておりまして、1番、2番、3番、4番、これは一部でございます。まだこのほかに後4筆ぐらいあるんですけれども、そういった状況であります。これは、耕作放棄地そのものではないですか。農地パトロールで見過ごされたのでしょうか。

農業センサスにおいては、数値的には増え続けていますし、このような、今後、将来にわたって耕作されない農地を農地として再生するための計画はどのようになされているのか、お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　12番、中島議員の再質問にお答えいたします。

今回の資料を頂いております。これについては、三八松地区の荒牟田地区だというふうに認識をしておりますけれども、この農地についてですが、先ほど



答弁の中にもありましたが、地権者や相続人等からの何ら意思表示されないケースというところのちょっと農地に当たるかなというふうに存じております。

なお、もう一点が、これは耕作放棄地でないかということでございますけれども、一応、3年に一度程度の自己保全ということでございますので、ここは多分2年ぐらい前まではされてあったかと思imasので、今回の8月の農地パトロールで上がってくる農地ではないかというふうに承知をしております。

それと、耕作放棄地の今後の進め方というのは、一応、地権者の意向が当然必要になってくるわけでございますけれども、農地法の第30条から第42条において、農業委員会による遊休農地に関する措置というものがございます。そちらのほうの手続でございますけれども、まずは地権者の方、また、地元のほうでも今回ご対応いただいているケースがございます。具体的にいきますと、荒牟田の多面的機能の保全会のほうで、地元の中島議員のご尽力だというふうに承知をしておるんでございますけれども、そういう形で、地元のお力も借りながら、耕作放棄地の対策、解消に向けて取組んでまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長　それでは、本町における遊休農地、耕作放棄地の現況はについての3回目の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　この写真5を見てください。点線ですてありますが、これはもう10年ぐらいずっとこのままの状況で、特に大雨災害で土手が崩れた、崩壊した現場でございます。そういった中で、今、畦があるのは仮畦畔ということで、仮畦畔を造って水田を耕作してあると。こういったところが、まだあと

二、三か所見受けられます、私たちの地域では。農業委員会からは、こういったことで、一応、作付の計画を産業振興課に出します。その中で、やっぱり減歩して出しますので、産業振興からは、今年の作付はどのようになっていますか、水田は修復してされますかと、そういったことで問合せがありますけれども、これは、災害で土手が崩れておるもので、そのままでございますのでされませんということでお答えしておりますが、そこで、産業振興課と建設水道課は、この現状をどのように捉え、連携しての農地再生をなされていかれるのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員の再々質問にお答えいたします。

写真の5についてということでのお尋ねでございます。

確かにこういった畦畔が壊れている、水路ぎわ、そういったところは町内各所にあるのは承知をしておりますし、基本的には、その農業者の方の管理等でちょっとお願いをしているところが多くございます。しかしながら、どうしても個人さんでなかなかできないというところがこういう形で出てきているものというふうにも承知もしておりますし、今現在、多面的機能支払交付金事業で農地のほうもしていただいたんですけれども、そういった地域の活動の中で計画いただいて、こういったものを補修していただくというのも一つの方法ではないかというふうに思います。

それと、災害が起因してということであれば、当然、建設水道課の災害復旧の事業ということ乗せられると思いますので、その辺はちょっと建設水道課のほうとも連携しながら、起因しているかどうかというのを踏まえて行う必要が

あるかというふうに思っております。

ただ、ご指摘のとおり、産業振興課においての作付計画は出してくださいというような形で言いますし、当然、農家さん、耕作者からすると、つくれないんじゃないかというような、そういったちょっと実情と合わない部分というものもあるということで、今回写真もいただきましたので、今後どのような形で検討ができるか、事業化されるかというところも踏まえてちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 12番、中島宗昭議員の再質問にお答えいたします。

⑤の写真のほう拝見いたしました。確かに赤い点線で引かれている部分が、前後の畦畔のラインであったんだろうと推測されます。災害復旧事業の原則でございますけれども、こちらにつきましては、特定の集中豪雨または台風等による大雨ということが原因として起こったものが対象になる事業でございます。いわゆる過年災、少しずつ壊れていったところが対象にならない部分がございます。災害復旧に関しましては、国のほうから査定官という現地査定がございますけれども、その際に専門的に見ますので、今回の雨で壊れたのか、いわゆる過年災で壊れていったのかというのが一目見れば分かるような状況でございます。そういった形で、災害復旧に一定対応するという難しさというのがあるのかなというふうに思っております。

また、まちの政策そのものとしまして、いわゆる農地の保全の仕方で、午前中の答弁でもさせていただきましたけれども、いわゆるコンクリートで切り立

った護岸を今後どう考えていくのかということにも影響してくるのかなと思っておるところです。現在、対象となる部分でございますけれども、多面的機能支払交付金の活動団体において、木柵等の施工で補修される場合は、建設水道課のほうで材料の支給のほうをさせていただいておるという状況でございます。

以上で再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、次に、②の遊休農地、耕作放棄地の解消に向けての対策と実践活動はについての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　耕作放棄地増加の背景については、課長答弁のとおり、私も同様に考えます。また、解消に向けては、農地の集積、集約化、農業生産に適した補助整備と言われましたが、第一次構造改善地区においては、まさしくそのとおり当てはまると思いますし、早急の補助整備が望まれることから、まちとしてはどのように取組まれていかれるのか、一つ。

それから、この写真にもありましたように、もうこれだけの竹やぶとか草木が繁茂すると、普通の肩がけ・背負い式の刈り払い機では対処できません。そこで、農業委員会、また、地域のボランティアで草刈り等を行うことができるように、まちのほうでモアやハーベスターの購入、そして、対応ができないのか、また、業者委託の対策ができないのか、以上2点をお尋ねいたします。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　中島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、三八松地区と筏溝地区に第一次構造改善

ということで、昭和40年代に行われた土地改良事業がされていまして、先行で。その農地がもう長年経過しておりましたので、その辺の関係でちょっと支障が来ているということのご質問だというふうに承知をいたしております。

これについては、中島議員のほうからも、窓口のほうに昨年もお相談いただきましたけれども、どうしても町費だけではなかなか難しゅうございます。国なり県なりの中間管理事業も含めて事業があるわけでございますけれども、そちらのほうの事業に乗せられるような状態にまずすることが第一義だというふうに思っております。その要件の一つとして、中島議員もご承知のとおり、新たに事業をする要件といたしましては、担い手に耕作権を8割以上であったりとか、後は、高収益性を求めるようなところもございますので、第一次構造改善を行った地権者の方でそういった合意形成がまず必要ではないかというふうに思っております。その中で、話合いの場面が必要であれば、当然、産業振興課のほうも出向きまして、こういった事業を受けるためにこういった要件でありますというご説明をして、地権者の方にまずは賛同いただくということから始めないといけないのかなというふうに思っております。

それと、2点目でございますけれども、2年、3年すると、草も木に変わってくるということで、なかなか各家庭でお持ちの草払い機だとか、面積的にも広うございますので、なかなかできないということのご質問だというふうに承知をいたしました。

まずは、農地について所有権がある方のご同意を取って中に入ることがまず前提ということでございますけれども、近隣の先進例といたしましては、ある農業委員さんが、ちょっと小型なんですけれども、乗用の草払い機を購入されてあって、それを利用するというようなことが事例としてはお聞きしております。まだ農業委員会、実質8月からなので2回しか総会を行っておりません

れども、一応、年内あたりに農業委員会費でそういったものを例えば買った場合に、そういった利用ができるかどうか、18名農業委員いらっしゃいますけれども、9名は認定農家さんでございますんで、そういったご協力はいただけるかと、あと、日当の関係とか、そういったものを合わせまして検討してまいりたいというふうに思います。

それと、今、中島議員もご承知のとおり、農業委員の報酬自体が、一般の委員さんが24万5,000円、会長のほうが年間で26万程度でございますんで、ほぼボランティア程度での活動でございます、もう一つ、国のほうが今示していますのが、農地利用最適化交付金というものでございまして、報酬の上乗せ、活動に対する上乗せというような交付金がついておりますので、そういったものも農業委員会の総会の折に委員さんにご紹介をして、そういった活動も含めてされませんかということで進めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長　それでは、遊休農地、耕作放棄地の解消に向けての対策と実践活動について、最後の質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　今の質問に対しては、ほんとよろしく願いしておきます。

3回目か。

議長　3回目。

中島宗昭議員　3回目はもうお願いでいいです。ぜひ前向きに。

議長　　じゃ、次の部分に行っているということですか。

中島宗昭議員　　はい。

議長　　じゃ、③のまち独自の農地利用最適化推進委員の必要性についての再質問ということでお願いをいたします。

中島宗昭議員　　最適化推進、これについては、もう法的に決まっていることで私も分かっておりますが、やっぱりこのような写真のような耕作放棄地、こういうことになってくると、地元じゃない農業委員さんがその地域に行つてなかなか相談がしにくい、どういった形になつとるか分からないということがあります、結構。もうとにかく地元の方々、他地区に行つて、行政区に行つて、農事組合、営農組合組織の中でやっぱり相談するときには、営農組合の農事組合長さんとか、また、土地改良の理事さん、総代さん、これが法人であれば、組合長、また、理事さんたちとか役員に相談しながら、あその土地はどうなっていますか、ここはどういった形で、もう所有者からずっと分かるのは、やっぱりその地元の方がいないと分からない。だから、最適化推進委員という名前ではあるけれども、名前は何でもいいんです。耕作放棄地の協力員とかそういう形で、やっぱりその地元の方にお問い合わせできる、お問い合わせできる、引き受けて来てくれるそういった人を大木町独自として制度ができないのかということでございます。ですから、大木町版の推進委員という形で、それはもう無報酬でいいですよ。報酬はやらんでもいいんです。

そういったことで、検討の余地がないかということで、再度質問いたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中で申したとおり、今のところ、法的なものに制度上はちょっと置くこと考えていませんということで答弁をさせていただきました。今後、耕作放棄地、遊休化される農地は増えてくるものというふうに思いますので、こういった形で検討していく、これも含めて検討する必要があるのかなと思っています。ただ、まちとしては、多面的機能の事業の地域を広げるような活動を今現在行っておりますので、例えばそういった多面的な地域の保全会あたりと農業委員会さんとの組合せであったりというのも一つ方法ではないかなというふうに、今ご質問受けたところでちょっと感じたところがございます。

そして、またあと、農業関係はご存じのとおり、いろんな各種団体がいらっしゃいますので、そういった場面、例えば人・農地プランの検討会であれば、生産部会であったりJAであったり、また、普及指導センター、県のほうも入ってまいりますので、そういった場面で今後こういった形で遊休化、耕作放棄地を防いでいくかというような検討も踏まえながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。ちょっと今すぐこれ置きます、置きませんという話にならないかと思えますけれども、いろんな関わり方が必要であると思えますので、人・農地プラン実質化で今回スタートもさせてもらいましたので、引き続き住民の皆さんと地権者も含めて話合いの場を設けながら、どのような形で解消を図っていけるのかということで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。



議長　それでは、まち独自の農地利用最適化推進委員の必要性はについて、最後の質問ございますか。

中島宗昭議員　これで結構です。

議長　了解しました。

それでは、次、ふるさと納税の今後の展望についての1番目についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　議長に申し上げますけれども、質問の数が多過ぎますので、1つで2つずつぐらい質問していきますのでよろしくお願いします。

議長　分かりました。

中島宗昭議員　まず、北海道の胆振東部地震で被害を受けた厚真町のふるさと納税代理寄附を実施したことにより、大木町のポータルサイトでの露出度が増えたことによるものと分析されたということで、理解いたします。それが宣伝効果を発揮して、前年度からすると、18年度にすると8億6,000万ぐらいの宣伝効果があったということで理解をしたいと思います。

また、その5割の返礼品に駆け込み的に寄附があったということでございますが、5割程度の返礼品は、どのようなものがあったのか、大木町の中でどういった商品があったのか、それから、そういった代理の受付をしたことによって、それだけの寄附があったということであれば、昨年、2019年も災害の多い年で、広島、佐賀、千葉と広域的に発生しました、災害が。それでは、

昨年はなぜ代理寄附をしなかったのか、この2点お尋ねいたします。

中島宗昭議員 答弁を許します。境町長。

境町長 12番、中島宗昭議員の再質問にお答えいたします。

たしか一昨年、10月から制度が改正された。それまではそんなに厳しくなかった。その中で、やっぱり返礼品競争というのが激しくなって、いろいろ幾つかのまちが指定を取り消されるようなそういう事態も発生しているようございます。10月から3割ということで統一をされたということで、本町におきましても、返礼品についてはいろいろ地域の特産物もしくは地域の事業所の家具であったりとか、そういうものを返礼品にさせていただいておりましたけれども、当初はその3割にこだわることなく、一定の魅力づくり、例えばウナギだったら、2を入れて返礼するとか、だけど3割になったら1しか駄目になったとか、そういうような事例もございまして、全体的にやっぱり返礼品の割合が大きかったというのが一つあるのかなというふうに思っております。ただ、10月からはもうきっちり3割という線が決められましたので、それに基づいて返礼品の見直しをさせていただいたと。個別、一つ一つがどういう商品が何割だったかというのは、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、それはご容赦いただきたいと思えます。

それと、胆振東部地震で代理寄附を受け付けた。これ、ほんとに非常にこのときはすばらしいアイデアだったと思うんですよ。やっぱり困っているところに少しでも手助けをしたいというそういう意思表示をすることで寄附を集めさせていただきまして、1,000万近い寄附を頂いたというようなことございまして、災害に関しては、特にポータルサイトでも大々的に取り上げていた

いただいたというところでのやっぱり効果が大きかったんだらうというふうに思っています。

それ以降、災害が頻発をしております、それに対して大木町で取組まなかったのかというようなご質問でございますけれども、一度こういう取組みをして効果はあったということではございますけれども、それ以降は、いろんなやっぱり地域で同じようなことを取組まれるケースもありますし、もともと、そもそも災害を受けた自治体自身が、その災害に対する寄附、もう返礼品なしの寄附とかそういうのを広く募集されるような傾向が強くなりまして、今回の例えば大牟田であったりとか久留米であったりとか、そういうところでもやっぱり災害に対する寄附の募集をされて、かなり寄附額を集められているというケースもあるようでございまして、基本的に、傾向としてはそういうような方向で対応されているという状況もございましたので、それ以降については、本町としては、災害による代理寄附等の取扱いについては見送らせていただいたというようなことをご理解いただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、2の①寄附額が大きかったことの分析についての最後の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　2019年、全国地方自治体の募集に伴う経費の示す合計が、受入額の大体46.7%を示し、そのうちの返礼品調達が28.2%占めておりますが、本町においての経費の割合はどのように推移してきましたか。2018年の10月に返礼品の規制がなされてから、1年間で大体どのくらいに。5割乗っていたと思います、大木町の場合も返礼。大体どのくらいに割合で減

ってきたかというのをお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

返礼品の割合に関しては、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、2019年の9月までは大体5割程度、品物によって若干の違いはありますけれども、返礼品で5割程度、プラスそれから経費がかかります。ポータルサイトであったりとか送料であったりとか、そういうものがございますので、6割から7割ぐらいの、経費にすれば。それぐらいの経費率であったのではないかなというふうに思っております。10月以降は、もうきちんと決まりとして、返礼品自体はもう3割以下と。いろんな経費を入れても5割以下ということになっていますので、10月以降のふるさと納税の返礼品に関しましては、商品自体は全て3割以下でございます。あと、ポータルサイト料とか送料とかも含めて5割以内ということになっていますので、例えば家具なんかは相当送料がかかったりもしますんで、その中に収めるということになってくると、やっぱ

り少し大変な部分もあったと思うんですけども、一応そういう決まりでありますので、その決まりの中で対応させていただいているということでございますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

議長 よろしいですね。それじゃ、次に、②のポータルサイトや返礼品開発に対する対応についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 今年度、2020年度は2つから3つに増やしたということですが、2018年はたしか5サイトだったかと思いますが、昨年の議会においては、サイト数を増やしても経費がかかり過ぎるから2サイトにしたと。サイトを増やしても同じだという説明があったかと思えます。町長の答弁によると、寄附のほとんどがポータルサイト経由ということで3つに増やしたということですから、昨年はポータルサイト数を2サイトに減らしたことも寄附額の減少につながったと考えられるのかが、一つ。

それから、今年度から新たに返礼品455品目が追加されたということですが、返礼品総数は何点ほどになったのか、以上2つお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 どうも失礼いたしました。

議員ご指摘のように、2018年におきましては、ポータルサイト5つで運用をさせていただいたということでございます。2019年においては、ポータルサイト2つに絞らせていただいた。先ほどからご説明しておりますとおり、ふるさと納税の返礼品自体の上限もしくはその経費全てを合わせたところの上限が定められたということも途中でございましたけれども、もともとそういう上限が定められる前、ポータルサイトの数を増やしたときが、経費率の上限がなかったということもあって、非常に経費がかさんでいた。ポータルサイトによっては、そんなに申込みないのに、相当の経費を払わないといけないというような場面もございましたので、そういうような背景の中で一回見直しをさせていただいたということでございます。

それとあと、改めて今年また3つ目のポータルサイト契約をさせていただいているということでもありますけれども、それぞれポータルサイトに特徴があると思うんですね。今まで2つのポータルサイトで運営して、やっぱり少し客層の違うようなところのポータルサイトというところで、3つ目のポータルサイトを今回新たに加えさせていただいたと。ただ、経費総額はもう5割以内に抑えないといけないので、ポータルサイトの費用自体は、やっぱりできるだけ抑えておかないといけないというそういう状況は変わらないと。その中で、3つのポータルサイトで運営をさせていただいているということでございます。

それと、返礼品の数でございます。先ほどの答弁の中で、今年新たに6つの事業所に返礼品の対応をお願いすることができたということでお答えをさせて

いただきました。令和2年の、いわゆる前年度末の大木町の返礼品の総数が、730品でございました。その後、409品増えまして、令和2年8月段階で1,139品まで返礼品を増やしていただいております。これにつきましては、新しく加わった事業者さんの返礼品に加え、今まで返礼品を出していただいた事業者さんにも新たなものを開発していただいで、返礼品の種類を増やしていただいたというようなことで、返礼品の数を増やしておるといふようなところでございます。

ふるさと納税に関しましては、議員ご指摘のように、何といたっても非常に重要な財源になっていると。やっぱり臨時的な収入ではありますけれども、非常にありがたい財源になっているということで、担当者が非常に努力をして返礼品の開発をしていただいているというふうに感じております。実際、ふるさと納税で何が人気かというのは、もうニュース等でよくお聞きになると思いますけれども、やっぱり肉とか果物とか生鮮の海産物とか、ああいうのがあるともうそれだけでぼんと伸びるといふようなことがあるようでございますけれども、うちの場合はイチゴはございますけれども、なかなかそれ以外に果物があつたりとか、海産物があつたりとか肉があつたりとかがない中で、非常にいろいろ工夫をして、返礼品をつくってもらっているというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、ポータルサイトや返礼品開発に対する最後の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　ちょっとさっきのところ、町長の答弁の中で、6品じゃなくて6事業者がでしょう。6品と言われたが、455品が増えて。はいはい。

返礼品の商品開発、クリエイティブが担っていると思いますが、クリエイティブ設立から、そのうちの何点程度が商品化されたのか、そして、発送されているのか、それが一つと、また、やっぱり寄附納税をしていただくためには、ある程度の目標設定というのが要ると思います。例えば、18年度は14億幾らだった。じゃ、19年は10億という形で、目標の設定をしないと士気も下がると思いますか、そういったことで、やっぱり目標を持って達成しようということで努力していただかなきゃいけないと思いますので、当初目標設定、設定があれば、幾らぐらいの設定をされているのか、その2点お願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 クリエイティブ自体でいろいろ、例えば加工品を開発されて商品化を目指しているところもありますけれども、やっぱり今、いろんな出品している事業所に働きかけていろいろ返礼品として開発をしている部分が多いと思いますけれども、その部分については、クリエイティブが中心、あと、役場と連携をして開発をやっているというようなことで報告を受けております。商品開発ということに関しましては、ほんとにふるさと納税を通じて販売をすることで地元の事業者さんがやっぱりその分潤うわけでございまして、そのためにほんとに町が一丸となってそういう魅力づくりをやっていこうと、そういうことでございまして、まちとクリエイティブが一体となって、とにかく事業者さんを訪問して、答弁の中にも申しておりましたけれども、品物の魅力もしっかり発信をしていくというような取組みも、事業者さんのそういう品物に対する魅力とか物語であるとか、そういうものもしっかり発信をしていくということで、クリエイティブと役場のほうで協力をして取組んでいるというような状況



だというふうに聞いております。厳密に、これとこれがクリエイティブが開発したもので、これが役場が開発したものだというそういう線引きは具体的には行っておりませんので、すみませんけれども、具体的に何品というご回答は、ちょっと今のところできないのかなというふうに思っております。

以上で終わります。

議長 目標金額。

境町長 すみません。目標ですけれども、2019年度におきまして5億4,000万というご寄附を頂いたわけですけれども、寄附件数に関してもかなり前年に比べて増えておりまして……

中島宗昭議員 目標を達成されたのか、そして、その設定が幾らであったのか。

境町長 一応、クリエイティブのほうと話をして、目標としては5億以上とこの設定をしております。もちろんそれをできるだけ超えて達成をしていただくようお願いしているところでございます。

議長 よろしいですか。

中島宗昭議員 はい。

議長 それでは、次に、3番目のふるさと納税事務の随意契約でよいのかに

ついでの再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 寄附金を町外に流出させないで、町内事業所で業務を遂行させることが地域内経済循環につながるという考え方だということですが、理屈的には理解できますが、実際的に、ふるさと納税事業については、専門性が必要だと思います。ある意味、通販のネットショップのような側面もありますし、先日の決算審査の数字を見ると、全部をクリエイティブおおきが担っているのではなく、別会社に再委託をしているようです。審査の中でも1,500万以上あったと思います。こういったことで、クリエイティブはまちのほうに相談をして再委託をされているのかが1点。

それから、決算審査のときも北島議員より指摘がありました再委託、ご存じのとおり、再委託については、民法にて原則禁止とされております。これは、町民利益を害するものであります。どのように考えるのか、以上2点お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員のご質問にお答えいたします。

確かにふるさと納税事務に関しましては、やはり言われたように、通販みたいに非常に煩雑な事務、いわゆる発注者管理であったりとか発送であったりとか、そういう事務が発生してまいりますので、その分については、ご指摘のように、今、再委託をさせていただいていると。アースグローという会社のほうに再委託をさせていただいているということでございます。再委託の費用は、ふるさと納税の金額の2.6%ということで契約をしているというふうに聞いて

ておりますけれども、このふるさと納税の件数に関しましては、たしか2万件ぐらいの処理件数がございます。この2万件の処理件数のほとんどが12月、7割、11月、12月、1月で8割超の発注件数が集中をするというような状況でありまして、その事務を迅速に処理をするためには、やっぱりそういう事務を専門的に担うところに一部の事務の委託をするということはもうやむを得ないのかなというふうに考えております。再委託に関しましては、確かに原則丸投げというのは禁止をされております。ただ、クリエイティブとの委託契約の中で、いわゆる発注者が認めた再委託について、それ以外は駄目けれども、発注者が妥当だと認めた再委託については認めるというようなことでの契約書を結んでおりまして、その分については、法令上も問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

議長　それでは、ふるさと納税事務の契約を随意契約でよいのかについての最後の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　再委託となれば、具体的には、いわゆるクリエイティブおおきによる中抜きも疑いも生じる。責任の所在も曖昧となります。ノウハウがない受託者、クリエイティブおおきが、ノウハウのある再受託者、すなわち専門業者を管理することは、知識の差から通常極めて難しく、適正迅速な業務実施への障害となると思われます。

また、ふるさと納税は、マイナンバー、いわゆる特定個人情報を取り扱うことから、委託することさえ慎重な対応が必要であり、特性上、再委託は大変危険であります。—— 本当に大変危険であるんですよ。

クリエイティブおおきとの随意契約の理由は、寄附金の町内滞留ということですが、再委託を行っているのであれば、これは見せかけにすぎず、実態は委託者である専門業者に大部分が流出していることとなります。

再委託については、直ちに解消すべきと思うが、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員のほうから再委託に関するご意見をいただきました。ふるさと納税事務というのが、確かにマイナンバーを取り扱ふと。マイナンバーに関しては、クリエイティブのほうで責任持ってやっているというふうに私どもは聞いておりますけれども、外部に委託できない分、その分については直営でやっているというように聞いております。確かに再委託せずにもうクリエイティブで、自分たちでやるという方向が最適で一番いいのかなというふうに私も考えております。ただ、ふるさと納税始めて最初は本当にノウハウがなくて、そういう専門業者に委託を始めたわけですけれども、最終的には、そういうノウハウ等も、委託をしながらこちらのほうでも十分対応できるように習得をして、自分たちでやれないかというのは、当初からそういう目標は掲げておりました。

ただ、1つ課題が、いわゆる12月に寄附の申込みが集中するので、そのときに非常に一時に人力が要するというか、そういう体制を取らなければいけないというような課題がございます。一応、外部委託している部分については、この部分については非常にうまく対応していただいているということで、その分については再委託というのが非常に有効に働いているのかなと思いますけれども、ただ、議員ご指摘のように、個人情報扱う分もございますし、やっぱり

できるだけその地域にお金を落とす、地域の経済に影響を与えるようにしていたほうがいいことは間違いありませんし、クリエイティブの収入が増えることでクリエイティブ経営自体をさらに改善していくということも可能になってきますので、それはほんとにクリエイティブが直営で全てやるという方向については、ほんとにしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、④のクリエイティブおおきの専任スタッフ、兼任スタッフの数はについての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　クリエイティブおおきに関しては、少し厳しく言うようですが、あと、本来、業務以外のふるさと納税事業にも精力的に関わっていただいた町長が、この業務以外そういったことが出ております。クリエイティブおおきの経営に貢献し、本町の自主財源確保に大きく寄与したことを評価したいということですが、ほんとにそうでしょうか。経営貢献は、ただ単にクリエイティブおおきが独立しているように、見せかけにすぎないと思います。

また、自主財源確保にしても、確保につながっていないのではないのでしょうか。なぜなら、まちからクリエイティブへの委託料は、寄附額の3%プラスアルファ、2億円までは3%、以上であれば4%、自主開発が上がれば5%というふうに聞いております。それからまた委託先に2.6%でしたか、今。そういったことを考えますと、まちの自主財源は減っていくのです、財源って。業者に支払う、クリエイティブに支払う、業者に支払う。その分は余分に払うような形になってきます。真水の部分をまちの財政の中で残したほうがほんとはいいと思います。

クリエイティブおおき単独で受託することが、実態として現状困難であれば、無理にクリエイティブおおきに委託せず、他自治体のように、ノウハウや規模のある業者と直接契約を行うことがベストと考えます。しかし、町内の相乗効果を重視するのであれば、委託せずに企画で2018年度まで実施をしてきたノウハウを継承しながら、臨時職員等をお願いし、体制を構築し、自前で業務を実施すべきではないかと考えますが、いかが考えられますか。

ちなみに、2018年は、職員、臨時職員3名で14億以上の寄附額をいただいております。職員に尋ねてみますと、大体5億ぐらいの寄附を受けるのに職員で対応して、臨時職員を雇用して大体経費が156万ぐらいあればできると、職員の見積り。一応試算は、5億円の場合が大体今業務委託が1,500万、そして、臨時スタッフを2名賃金で日当6,500円で週3掛け4週掛け10か月の2名ということで計算して大体156万あればできるという職員の試算です。そういったことでできますよということで、そうすることによって、真水が余計にまちの財政に残るということになるそうです。

そういったことで、町長としては、先ほどはクリエイティブと言いましたが、まちの職員として、まちとして企画課または産業振興課の職員、そのあたりでの体制づくりを考えられないのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 ご質問にお答えいたします。

先ほどから、要するに外部に委託をしているところに関していろいろな課題をご指摘いただいて、直営でやればお金も残るじゃないかというようなお話だと思います。

確かに議員おっしゃるように、先ほどの試算は、ちょっと私も全然内容拝見しておりませんので何とも言えませんが、直営でやることについての可能性については、もう早速検証してまいりたいと思います。直営でできるのであれば、もう直営でやると。ただ、当然、クリエイティブの体制というか、そこら辺についても再検討する必要あるでしょう。特に11、12、1月、この短期間に集中するんで、そこら辺の体制をどうするかというのが一つの大きな課題になってくるとは思いますけれども、ただ、これは、そういういい方がいらしゃれば当然できることだと思いますし、今年専任のスタッフ1人入れていますが、もともとそういうふるさと納税事務に関わった専門的な方を入れていますんで、その方を入れたというのは、行く行くはもう自前でやりたいということも前提に入っていますんで、それはそれでぜひ現場のほうにはそういう方向で検討させていきたいと思っていますし、いずれにしても、ふるさと納税というのは、単に自主財源、いわゆる寄附することでのまちの財源に寄与するだけではなくて、地域の産業にやっぱり非常に大きな効果を現している。それをやっぱりクリエイティブおおきが中心になって、役場の関係課と一緒に、そういうことに取組んでいくこと自体にも大きな意味があると思いますので、そういう効果を含めて、しっかりと今後検証してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、④についての最後の質問ございますか。

中島宗昭議員　　ないです。

議長　それでは、最後に、⑤について、クリエイティブおおきの本来の役割、目的はについて再質問。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　ほんとにクリエイティブおおきが担っている仕事量というのは、もう大変な仕事量です。専門の方もいらっしゃるかと思いますが、また、こんな言い方して悪いと思いますが、素人集団の中であれだけの仕事をやるというのはほんと大変だと思います。そういった中で、なぜ最後にまた質問したかという、クリエイティブおおきの役割、目的というのは、この間の質問のときも町長に聞いたときに、町長、オール大木町体制により、農業をはじめとする地域産業の稼ぐ力や活性化を応援する施設として地域創業支援センターを整備したと。そして、さらに起業・創業にチャレンジする人を応援するための起業支援応援プログラムやチャレンジショップの機会を提供することなど、活動の柱に据えると申されました。今回も答弁に、これがクリエイティブ本来の役割であり、目標と答えられております。ふるさと納税受託の話は、クリエイティブ設立当初にはありませんでした。

そこで、この3年足らずの中、クリエイティブおおきの目標、役割がどのくらい達成されたと感じられますか。一つお願いします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　クリエイティブの目的、目標に関しては、先ほど議員がご指摘いただいたとおりでありまして、ほんとに農業のまち大木町としての農業をはじめとした産業の活性化、さらに起業・創業支援、さらにそういう情報発信あるい



は農の豊かさ、そういうものを共有する、もしくは地産・地消を広げていくという、そういう農業のまちとしてのやっぱり活動を広げていこうというのが当初の目的でございましたし、今も変わっておりません。ただ、議員ご指摘のように、ほんとにふるさと納税にちょっと振り回されたという感がございます。私もそれは感じております。ただ、ふるさと納税をクリエイティブがやるかやらないかというのは、最初からはっきり決まっていたわけじゃないですけども、ふるさと納税業務で少しくリエイティブが稼いだ上で、その目的の事業もやっていこうというのが、当初からのぼんやりとした形ではございました。ただ、そのふるさと納税業務にちょっと振り回されて、本来プロジェクトマネージャー等がやるべきところがちょっとそちらのほうに取られてしまったかなというところはあるまして、それはそれで議員ご指摘のように本末転倒じゃないかということにもなるかと思えます。

ただ、考えてみたら、ふるさと納税というのは、ほんとにこれだけ地域の産物を全国に届けているわけです。オール大木町のカタログも作りまして、大木町の魅力も発信しているわけです。そういう意味では、ほんとにクリエイティブおおきの事業目的の柱としては、やっぱり何ら違和感がないことだというふうに思っています。ですから、そこら辺、当初の目的を達成しながら、周辺農地とかありまして、農業体験とかもしておりますし、新たに食の循環等もしっかり取組んでいきたいと思っておりますけれども、そこら辺を何とか有機的に、お互いに相乗効果を持って効果を出していけるようにしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

議員のご指摘に関しては、まさにクリエイティブおおきが当初の目的をしっかりと達成していけるように、しっかりと取組んでいかなければならないということとは改めて感じたところでありますし、議員も畑の中の道の駅構想、あれをも

ってもともと道の駅つくりましたし、あの構想を実現をしていく推進母体として、役場に関しては、やっぱりなかなか産業振興というところでは具体的な動きができませんけれども、クリエイティブおおきをもって地域の農業もしくはいろんな地場産業を引っ張っていくような、そういうような活動を本当に目指していきたいというふうに思っていますんで、今後ともぜひいろいろご支援等を賜ればありがたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

議長　それでは、最後にクリエイティブおおきの本来の役割、目的についての3回目の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　先ほども言いましたように、仕事量が増加することによって、道の駅周辺の施設の運営管理においても多大な支障を生じていることは、当然、町長もご存じだと思います。先月25日には、各関係者からの請願書も副町長のほうに出されております。一向に改善されないまま約1か月近くたつとということがございます。この間も、町内はもとより地域外、特に県外からの視察の申入れ等、たくさんのお問合せがあるのにもかかわらず放置してありますが、この現状を社長としてどのように考え、どう対処されようとされているのですか、また、都市農村交流の拠点として活用すると、所期の目的達成もできないままにふるさと納税商品の開発、ほとんど不可能です。ふるさと納税商品の開発は、各事業所がノウハウのある事業所等と連携するもので、今やってあるふるさと納税の商品開発は、ただ事業所同士の商品のコラボにすぎないようでございます。人材の雇用に関しても不透明な雇用ばかりで、前回の一般質問のときにも、一般公募してできるだけ町内から採用されるようお願いしましたが、

どのような雇用の仕方をされているのか、その2点よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員のご質問にお答えいたします。

まず、道の駅インフォメーションの対応についての多分ご質問だろうというふうに思っております。

実際、要望に来られたときに、私が不在で直接はお聞きしておりませんが、その後、現場のほうとも事情を聞きまして、今後の対応について協議をしたところでございます。これまでの対応について、インフォメーションについては、今年の5月ぐらいまででしたかね、駅長とかパートさんを置いておりましたけれども、残念ながら辞められたというような状況でございました。その後、コロナの影響等もございまして、クリエイティブのほうとしてはリモートで対応するというので、画面を置いて双方向でやり取りができるそういうようなシステムを試しに置いてみようということをやってきたということでございます。実際、いろいろお問合せとかご不便な面については、そこに話しかけていただくと、職員が対応できるというような形を取ってきたということでございます。その後、当然、それだけじゃ不十分で、特にお客さんの多いときにやっぱり問合せ等が多いというところで、人的な対応が必要じゃないかというようなことも要望があったということでありましたので、それは現場のほうに指示をいたしまして、必要なときに人的な配置、それについては、ぜひ前向きに考えてもらいたいというところでの指示をしたところでございまして、土曜日・日曜日は、現在、職員が交代で対応しているというようなことで報告を受けております。さらに、今後の対応については、まだ必要であれば、専任の

方を必要な時間帯においては配置をするということも必要ではないかというふうに考えております。

それと、人間の配置のことについてのご指摘であります。

WAKKAの人材、プロジェクトマネジャーだと思うんですけども、プロジェクトマネジャーというのは、WAKKAの目的を達成するために、一定の専門的な技術であるとか知識を持った方に来ていただくということで人材を募集してきたわけでございます。実際、なかなか人材がおられないというのが実情であります。現在、プロジェクトマネジャーとしては、先ほどお話をしましたように、食育・加工品開発で2名、情報発信で1名、農園管理で2名ということで配置をいたしておりますけれども、それぞれの必要な業務に応じてハローワーク等に募集を出して、面接をして、雇用させていただいたと。議員おっしゃるように、町内にそういう人材がおられるなら、それはほんとにいいと思います。やっぱり地域のお世話ですから、基本的には。やっぱり町内のそういう方でいい方がいらっしゃれば、ほんとにそれにこしたことはないと思っております。プロジェクトマネジャーにおいては、3年においてそれぞれの目的、担当するところにおいてしっかり結果を残していただくような活動をしていただくというようなことになりますので、また新たな課題等が生じた場合は、そういう面においてのプロジェクトマネジャーということでお願いしていくようになるかと思いますが、やっぱりその場合において、ほんとに人材、どういう人が来てくれるかということでございまして、その人材については、もし議員もいい人材がおられたら、ぜひご紹介等もしていただいて、あそこで活躍していただければというふうに思っております。

以上で終わります。

議長　それでは、以上でぴったり90分お疲れさまでした。最後、感想か何かあれば、一言だけ許したいと思います。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　町長が今言われましたけれども、地元でということで、インフォメーション、現場からの伝えで、一日座ってみてくださいと、現場よく分かってくださいと。ほんとに電話がずっと、電話つながらないと、よそからもかかってきて。インフォメーションに電話しても、それがWAKKAにもつながらない。それから、タルミ君が持っているからそっちにつなぐ、例えば時間がかかってつないでも作業をしているから分からないと、そういったことでもう苦情がたくさん出ているということでございますので、ぜひ町長に一日インフォメーションの長で座ってくださいということでございましたので、付け加えて終わります。どうもありがとうございました。

議長　それでは、暫時休憩をいたします。再開を2時40分からとさせていただきます。ちょっと休憩短めですが、よろしく願いいたします。

休憩	14時32分
再開	14時40分

議長　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。

古賀靖子議員　5番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、小学校の児童に対する学習支援について質問いたします。

学習支援の課題に関心を持ったきっかけは、新型コロナウイルス感染症の発生により、全国及び町内の学校で休校措置が取られたことからであります。この新型コロナウイルス感染症の影響により、学校では、新学期が通常より2か月遅れの6月から始まりました。さらに、現在も新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立っておりません。これにより、小学校の現場では、様々な面で混乱や負担が生じていると考えられます。特に、保護者や児童から学習面への影響を不安視する声も聞かれます。

そこで、このことを踏まえ、小学校の現状と小学生の学習状況について2点お尋ねいたします。

1、新型コロナウイルス感染症に伴う休校措置は、先生や児童など、小学校の現場に身体面、精神面、学習面などどのような影響を及ぼしているのか。

2、その上で、特に学習面に関し支援が必要と考えられる児童に対して、現在どのように対応されているのか。

以上、よろしく願いいたします。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の一般質問に対しまして答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、2月末に突然に要請された全国一斉臨時休業は、5月末の学校完全再開までにおよそ3か月を要しました。4月には、緊急事態宣言が出され、ウイルスへの感染の不安が増幅する中、全ての人々の生命を守る目的である感染拡大防止のために、児童・生徒は教育を受ける権利や友達と会うこと、自由な活動や遊びなど、あらゆることを抑制しなければなりません。3月の時点と比べ、現在は科学的な見解が蓄積されてきており、児童・生徒の感染、重症化の危険性が低いこと、学校が集団感染の発生源になる可能性が低い事実が明らかになってきていますが、まだこのような情報がなかった臨時休業期間、保護者の皆様には、感染のリスクを防ぎながら、子供たちの心身の健康を支えるために大変なご負担をおかけしました。この間のご労苦、ご努力に対しまして心から敬意と感謝を表します。

本町の教職員も、児童・生徒の学習指導や生活・健康状態の確認が困難な状況の中でも、関係職員、関係団体等と連携し、児童を学校で預かり、保護者の就労を支援し、卒業式や1学期始業式、入学式など主要な行事を実施するなど、できる限りの取組みを進めてきたことをご理解いただきたいと思います。

古賀靖子議員の1点目の質問、臨時休業措置は、小学校の現場にどのような影響を及ぼしているかについて申し上げます。

臨時休業期間の長期化に伴い、最も大きい影響は学力保障です。本町では、まだ導入過程であるため、タブレット等を活用したオンライン学習の環境ができていません。そのため、学習プリントを定期的に配布したり、インターネットの学習サイトを紹介したりして、家庭学習の充実に努めました。しかし、理科や生活科の観察や栽培など、季節に即した学習ができなかったり、小学校1年生は、新しい小学校の学習内容の指導が困難であったり、また、家庭環境に

よって学習の取組み方に格差が見られたことも大きな課題です。

学力の問題は、中学校においても臨時休業期間の学習内容を高校入試問題の出題範囲にどのように配慮するか確認が進められており、大きな課題となっています。

町内各学校では、実施できなかった臨時休業期間中の授業時間を取り戻すために、夏期休業期間の短縮、土曜授業の実施、学校行事等の精選を図るとともに、各教科等の授業時数の計画時数を見直すなどして、学習内容を年度内に履修できるように取組みを進めているところです。学力の状況につきましては、小学校5年生、中学校1年生を対象に、9月に実施されました福岡県学力調査の結果を待って対応を検討してまいります。

次に、児童の精神面の影響、心の発育の問題について申し上げます。

自由な遊びや友達との交流ができなかった長い抑鬱された臨時休業期間でした。学校、教育委員会が最も危惧していたことは、家庭におけるネグレクトや虐待問題の発生でした。各学校では、家庭訪問や臨時登校日での児童の観察、情報の収集を図るとともに、町要保護児童対策地域協議会と連携し、未然防止に努めるとともに、緊急時にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣する体制を整えました。虐待等の発生件数が増加したという報告は認められませんでした。家庭内での兄弟げんか等のトラブルが増えたり、集団生活ができないため、自主性や主体性などの育成が不十分だったりしたなどの報告が上げられています。

身体面の問題として、運動量の不足に伴う体力低下の問題が考えられます。学校再開後は、体重が増加した子供が増えた印象があるとの報告を受けていますが、詳細な状況は、健康診断や体力テスト等の調査結果を待って確認いたします。



また、家庭での自由な生活のためゲームやテレビ視聴などにより、基本的な生活リズムが乱れ、学校再開後の生活に体力や精神面が対応できていない子供も見られたとの報告を受けています。

一方、長期の臨時休業期間の抑制された生活の中でも、子供たちは学校からの課題を計画的に学習したり、自発的に計画を立てて運動したり、家庭内でできる自分の仕事を進んでしたりするなど、自発的な態度が育っているとの報告も数多く受けていますが、休業期間中の子供たちの生活は、家庭環境に大きく影響しており、今後、保護者の要請に応える適切な支援や援助を行うために、まち、地域、学校の連携した取組みが重要と認識しています。

教師は、臨時休業期間、授業を実施することはできませんでしたが、子供たちが意欲的に学習できるプリントを工夫したり、生活カードで基本的な生活習慣を維持したり、身近にできる運動を紹介したり、メッセージカードを準備して人間関係づくりを工夫したりするなど、考えられる様々な手だてを講じて子供たちを支えてまいりました。幸い、休業期間中は、児童や保護者、教職員の感染の報告はありませんでしたが、今後、3密を防ぐ新しい生活様式を取り入れた制約された学校生活の中でも子供たちが生き生きと学び、育つ教育の推進に努める所存です。

2点目の質問、学習面に関し、支援が必要と考えられる児童に対し、現在どのように対応されているかについて答弁いたします。

学校再開後、各学校では、子供の学習意欲や学習理解状況に十分配慮し、これまで学習した内容を振り返らせ、関連づける時間を設定した丁寧な授業を行ったり、児童一人一人の学習定着度に合わせた家庭学習を工夫したりするなど、個に応じた細やかな指導に努めております。

また、文部科学省の新型コロナウイルス感染症対策として、学校の教育活動

を支援する学習支援員が各小学校に1名ずつ計3名配置されております。1日4時間、週14時間の活動でございます。現在、配置されている指導方法工夫改善教員や学級担任と連携してチームティーチングなどの児童一人一人の学習状況に応じた指導が充実していくものと期待しております。

次に、子どもの学習支援事業についてご説明いたします。

本事業は、県教育委員会ではなく、県保護・援護課、大木町では、こども未来課が担当している事業でございます。本事業は、本町では、平成27年8月から開始され、学習に困難を感じている小・中学生を対象に、大学生などのボランティアがまちの公共施設において小・中学生の学習支援を行うとともに、子供たちのよき理解者として進学相談等に応じる事業です。

大木町では、県から事業を委託されたNPO法人ワーカーズコープ、通称SKIPのスタッフの皆さんが、町内小学校区ごとに週1回学習会を開催していただいております。学習会には、現在、小学生が11名、中学生が6名、計17名が参加しております。これまでに学習の理解が十分にできていない児童・生徒や不登校傾向の生徒も数多く参加し、学習に対する自信を取り戻したり、高校進学目標をかなえたりするなどの成果が見られます。

このように、学校教育課とこども未来課、学校と地域や関係団体とが子供たちの学習や生活上の課題に対して情報を共有し、対応できる指導体制や施策、事業等について提起、実施できる取組みをさらに充実させていく必要があると考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、小学校の児童に対する学習支援について、①新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校措置は、小学校の現場にどのような影響を及ぼし

ているかについての再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 答弁ありがとうございます。

今、教育長の答弁を受けて、今回の休校措置によって、児童に対して身体面、精神面と様々な面で影響が出ていることが分かりました。しかし、制約された生活の中でも子供たちが生き生きと学び、育つ教育の推進に努めとおっしゃったので、安心しております。他方で、児童の心身の健康を現場で支える学校の先生にも、本来の業務である学習面の指導だけではなく、校内での感染防止のため、手洗いやマスクの着用といった新しい生活様式の徹底指導や、消毒、清掃、3密対策など、新たに大きな負担が生じています。さらに、学校から新型コロナウイルスの感染者が出ないように、常に緊張状態の中で業務にかかっていると考えられます。

そこで、このような現状を踏まえ、先生の負担軽減につながる取組みがどのように行われているのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど学習面の支援として、文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のための事業として、学習支援員の配置についてご説明いたしました。これと併せて、消毒業務あるいは学級担任の学級事務等を支える、業務を支えるスクールサポートスタッフ、これを配置しております。各小・中学校2名ないし3名、これも1日4時間、週15時間程度の業務でございます。繰り返しますが、感染症対策としての室内の消毒あるいは薬剤の準備、

学級担任の支援、学級事務等の業務支援というものを担っております。こういう事業がございますので、現在、各小・中学校に2ないし3名配置しております。

以上でございます。

議長　それでは、①に対する3回目の質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　質問ではありませんが、回答は必要ではありませんので。

まず、消毒のほうは、クラス担任を持っていらっしゃる先生は、自分でなさっていると聞いております。それがやっぱり学習面で少しでも軽減されるように、もうちょっと考えていただくとうれしいなと思っております。

以上です。

議長　意見ということで。

それでは、次に、学習面に関し、支援が必要と考えられる児童に対し、現在どのように対応されているのかについての再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　学習支援の対象について質問いたします。

教育長の答弁の中に、臨時休業措置に伴う学習面での影響として、小学校1年生は新しい小学校の学習内容の指導が困難であったり、また、家庭環境によって学習の取組み方に格差が見られたことも大きな課題であるご指摘がありました。実際に、小学校1年生の児童本人やその保護者から、既に学習のスピードについていけないと不安の声を聞いております。先ほど、答弁において、本町では、現在、福岡県による子供の学習支援事業の一つとして、NPO法人

ワーカーズコープSKIPが開催する学習会の取組みが紹介されました。この学習会では、小学校5年生から中学校3年生までの児童が対象になっているとお伺いしました。しかし、新型コロナウイルス感染症に伴う休校措置の影響もあり、従来の学習支援の対象だけではなく、より幅広い児童を対象とした包括的な学習支援が必要であると考えられます。

そこで、このような現状を踏まえ、具体的に学習支援においてどのような課題があるのか、また、この課題に対し、休校措置の前の取組みを含め、どのような対応が行われているのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 学校教育は、全ての子供たちにその学年の学力をきちっと身につけさせるという責務があります。それぞれ各担任は、やっぱり分かりやすい授業、一人一人の学習状況を把握して、しっかりどの子も全て分かる授業づくりに努めているということです。これは、やっぱり学力保障の基本であります。それでもなおかつ学習理解の困難な子供たちに対しては、各学校に担任以外の指導改善等のスタッフ、教職員がいますんで、そちらとのチームティーチングを、あるいは学級担任あたり主管教諭等も入りまして、学級担任を援助する授業体制、細やかな授業づくりの体制を取っております。

それから、あと、先ほど申しました学習支援員の配置というのがありますが、あと、放課後の補充の時間を各学校工夫して、学習理解が困難な子供たちは、補充の時間を確保して、そこでどの子供も分かる学力をつけさせると、そういう努力をしている。また、見ていますと、やっぱり分かりやすい授業づくり、そして、今学校に配置されている職員の人的有効な活用、そして、あと、時間

的には放課後等の補充の時間、そういったものを時間的に有効に活用して、全ての子に学力を身につけさせる、そういう努力を今続けているところでございます。

議長　それでは、最後に、学習面の支援への対応について、最後の質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　ありがとうございます。

教育活動における学校、家庭、地域連携についての質問をいたします。

この質問は、1つ目の質問にも連携しますが、文部科学省によると、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められていると指摘されています。つまり、未来を担う子供たちの成長を支えるためには、教育活動において、学校だけではなく、学校、家庭、地域の連携や協働が必要であるということです。例えば、お手元に配付しております資料のみやま市では、文部科学省の政策の一環として、地域学校協働本部を設置してあります。これは、学校支援、地域支援、家庭支援ということなんです。私、今質問しているのは、家庭支援の真ん中、未来塾、放課後学習教室についての説明です。その中で、小学校の児童に対する学習支援事業として、地域人材、学習支援スタッフの支援を受けて放課後学習教室を開催しております。その目的は、子供たちの家庭学習の定着や基礎学習の定着を支援するために、地域の人材を活用して学習の機会を提供するということです。本町でも、昨年12月の一般質問の際に、地域学校協働活動をスタートさせたとの答弁がありました。

そこで、本町における地域学校協働活動の進捗状況と今後の展開についてお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の再々質問にお答えいたします。

古賀議員が提出されております地域学校協働活動、これにつきましても、私も非常に関心を持って、必要性を強く感じているところでございます。これにつきまして、本町の取組み状況についてご説明いたします。

平成27年12月の中央教育審議会答申を受けまして、地域と学校が連携協働して幅広い地域住民、地域の方々、保護者等の参画により、地域全体が子供たちの成長を支えている、そして、地域を創生している、地域をつくると、そういう目的の下に地域学校協働活動を全国的に推進するために、平成29年社会教育法が改正されまして、この活動に関する連携協力体制を整備する地域学校協働活動の総合的な調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置に関する規定が設置されております。

大木町におきましては、令和元年、昨年7月に大木町地域学校協働活動推進員設置要綱を定め、1名の推進員を文部省から各校に配置して、本町の今後の地域学校協働活動の指針となる精力的な取組みを進めていただいております。具体的には、地域の団体、代表者の方々への本活動の趣旨や目的の説明、地域人材の確保と協力の依頼、臨時休業期間中の学校運営の協力、農業体験等の学校行事への参加・支援、見守り隊の拡充のための企画や広報、地域における子供の居場所づくりの企画等、多岐にわたり豊かな活動が展開されております。

今後は、これらの成果が町内の各小学校において推進されますよう、組織や

制度の整備を進めてまいりたいと考えております。

大木町の小・中学校は、学校運営協議会が設置されたコミュニティスクールとなっております。本町は、他市町よりも早く学校運営協議会が設置されまして、コミュニティスクールが設置されております。地域住民や保護者の意見が学校にも反映され、一緒に協働しながら子供たちの成長を支える基盤が整っていると考えております。

今後は、地域の人的資源を生かし、ふるさと大木について学ぶ教育学習や放課後等の学習支援、寄り添いが必要な子供や不登校の支援や保護者の学び合う機会の設定、登下校の見守りや授業支援の補助、学校を核とした地域づくりを目指してこの活動を広めていきたいと考えております。

なお、福岡県教育委員会は、令和4年度から地域学校協働活動を県内全ての市町村で実施するとの方針を示しており、次年度は、本町においても各小学校それぞれの実態に応じた、課題に応じた持続可能な体制を整備する重要な時期となります。いずれにしても、今までの学習支援・学校支援という形から、学校の子供たちの課題を共有する。学力面、生活面、そういった課題を地域の方と共有して、共に子供たちを育てる、こういった趣旨が地域学校協働活動の本来の狙いであると思いますので、ぜひともこれは関係課と連携して進めてまいりたいと考えています。

以上で、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 全ての質問が終わりましたが、若干時間が残っておるようでございますので、何か一言意見がございましたら、許可したいと思います。古賀靖子議員。



古賀靖子議員　　ありがとうございます。

実は、一般質問するときに、教育長にこういう質問させていただきますというふうにお願いしましたら、それだったら、みやま市に行ったらいいよと教えていただいて、もう実践してありますよと。それで、早速訪問させていただきました。いろいろお尋ねしたんですけれども、やっぱり学校のことですから、学校が主になってやるということであるその気持ちはよく伝わってきたので、最後に1時間ぐらい話した後に、みやま市の子供はみやま市が育てますからとおっしゃったので、私もそのように、大木町の子供は大木町で育てますと言えるように頑張りますというふうに伝えてきました。ぜひ一緒に協力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長　　以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

それでは、お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、明日9月18日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会

15時07分